

**上富良野町**  
**第9期高齢者保健福祉計画**  
**介護保険事業計画**

〔 計画期間 令和6年4月～令和9年3月 〕

令和6年3月

上富良野町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画期間 .....	5
4 策定体制 .....	5
5 計画に記載する事項 .....	5
6 日常生活圏域の設定 .....	6
7 国の基本指針 .....	7
第2章 高齢者を取り巻く現状 .....	8
1 人口・世帯等の状況 .....	8
2 介護保険事業の状況 .....	13
3 アンケート調査結果の概要 .....	16
第3章 計画の基本的な考え方 .....	28
1 第8期計画の進捗状況と課題 .....	28
2 計画の基本理念及び基本方針 .....	36
3 計画の基本目標及び重点施策 .....	37
4 施策の体系 .....	42
第4章 施策の推進 .....	43
基本目標1 健康で生きがいのある暮らしの推進（介護予防・重度化予防） .....	43
基本目標2 地域におけるケア体制の充実 .....	50
基本目標3 介護保険サービスの適正な運営 .....	65
基本目標4 権利擁護の推進 .....	76
第5章 介護保険事業の展開 .....	79
1 第9期計画における推計 .....	79
2 介護保険サービス量の見込み .....	81
3 介護保険料の算出 .....	92
第6章 計画推進のために .....	99
1 計画の進行管理 .....	99
2 庁舎内における連携体制の強化 .....	99
3 関係機関・団体や民間事業者との連携 .....	99
資料編 .....	100
1 策定経過 .....	100
2 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿 .....	101



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後更に上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12（2000）年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成26（2014）年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成29（2017）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。また、令和3（2021）年4月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援の他、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化に向けた施策を進めています。

上富良野町（以下「本町」という。）においては、令和3（2021）年3月に策定した「上富良野町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、「上富良野町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が本年度で満了を迎えることから、令和6（2024）年度を初年度とする「上富良野町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

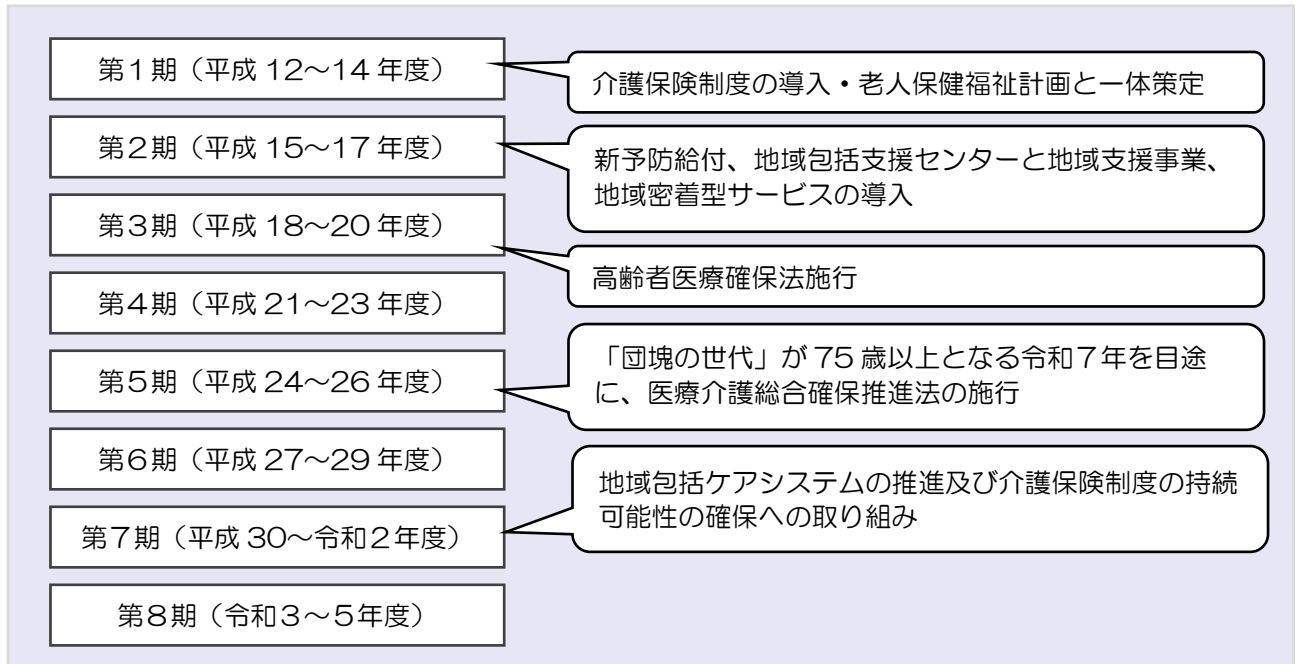
本計画は、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

【これまでの介護保険事業計画】

第8期介護保険事業計画では、第7期を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みが進められ、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。

「地域包括ケアの推進」を更に深め、地域共生社会の実現へ向けた体制整備の移行期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。

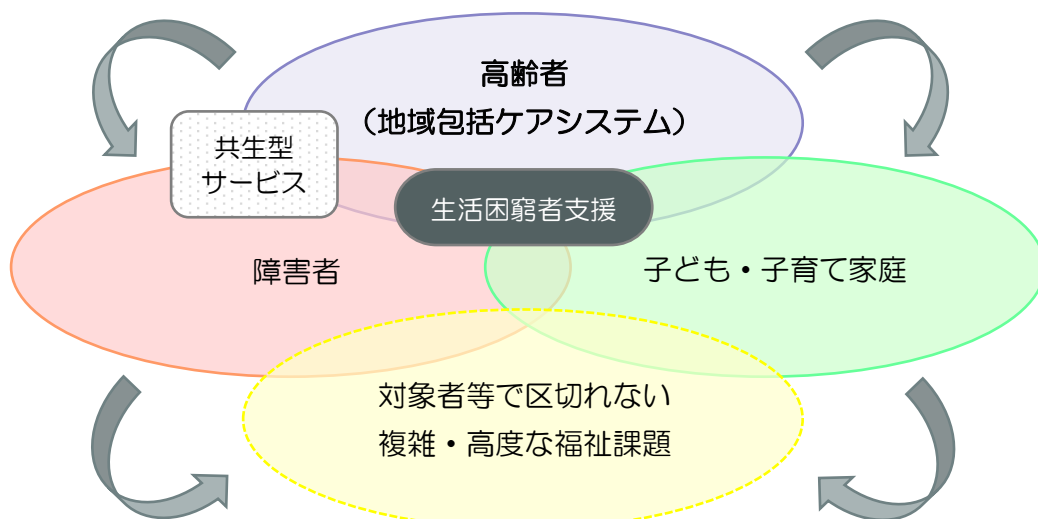
第8期介護保険事業計画までの国による制度改定の経過



【地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現】

超高齢社会における様々な問題に対応するためには、対象分野ごとの福祉サービスを充実させるだけでなく、制度と分野、支え手と受け手の関係を超えた「地域共生社会」を実現していく必要があります。また、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

地域共生社会の実現 概念図



## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

#### ○「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ○「介護保険法」から抜粋

(市町村介護保険事業計画)

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

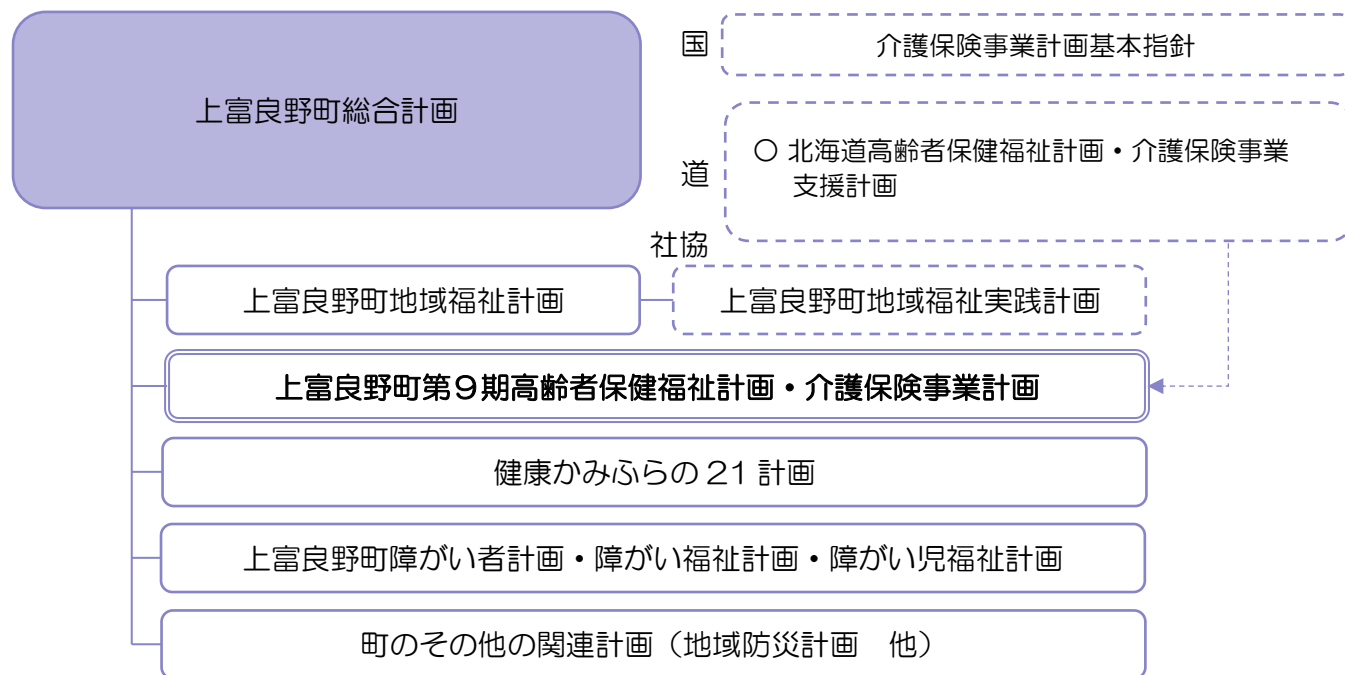
また、認知症施策推進大綱を踏まえつつ、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行後は、同法第13条の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」として施策を推進していくための計画として策定します。

## (2) 他の計画との関係

本町では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化するとともに、認知症施策推進計画の内容を包含する計画として、本計画を策定します。

町の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

他の計画との関係





### 3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第9期の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

(年度)

平成 30～令和 2	令和 3～令和 5	令和 6～令和 8	令和 9～令和 11	令和 12～令和 14
第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画	第11期計画

### 4 策定体制

#### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「介護保険事業運営協議会」（介護保険事業計画策定委員会を兼務）を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めます。また、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施します。

#### (2) アンケート調査の実施

介護の実態や施策ニーズ、事業者の意向等を把握し、計画策定の参考とするため、次のアンケート調査を実施しました。

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ②在宅介護実態調査

### 5 計画に記載する事項

○第9期介護保険事業計画（国の基本指針に基づく）

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- ・各年度における必要定員総数（※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・介護予防・重度化防止等の取り組み内容及び目標
- ・第9期介護保険料の設定

○高齢者保健福祉計画

- ・介護保険事業の対象外のサービスに係る事業の目標

## 6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、地理的条件、人口、社会的条件、医療・介護施設の整備状況などを勘案して定める区域のことです。

本町は富良野盆地に位置し市街地周辺は田畑に囲まれています。農村部でも民家がある所は比較的平坦で、一番遠い所で町の中心部から車で約20分程度かかりますが、本町においては、町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護施設等の整備状況その他の条件を勘案して、今後とも、町域全体を1つの日常生活圏域とし、地域に密着したサービス提供の充実を図ります。



## 7 国の基本指針

第9期計画における国の基本指針（案）見直しの視点としては、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが求められています。

### 第9期計画において記載を充実する事項

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

#### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

#### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

出典：社会保障審議会（介護保険部会 令和5年7月10日第107回）資料より

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1 人口・世帯等の状況

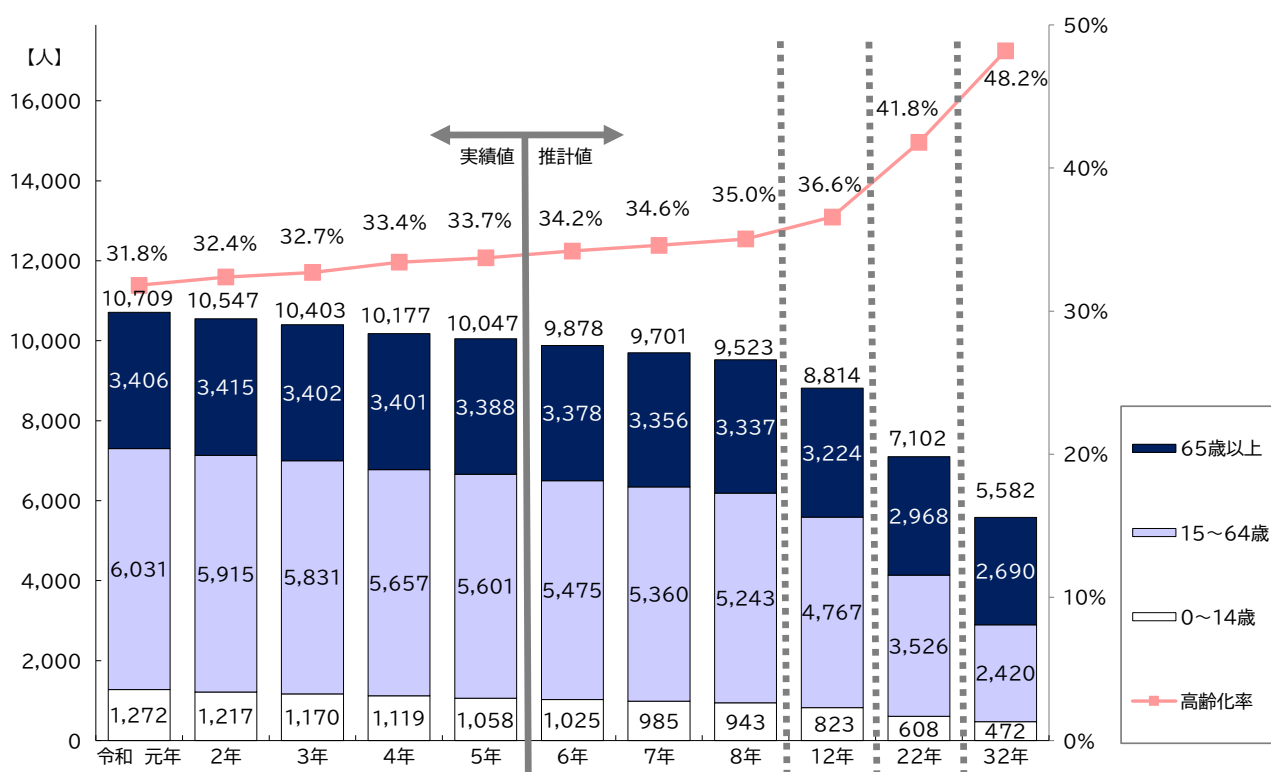
#### (1) 総人口の推移と見通し

令和5年9月末時点、本町の総人口は10,047人、うち高齢者人口は3,388人、高齢化率は33.7%となっています。

本町の総人口は減少傾向にあり、第8期計画当初（令和3年）の10,403人から、356人の減少がみられます。また、令和6年には1万人を下回り、第9期計画最終年（令和8年）には9,523人となる見込みです。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少が続いており、老年人口（65歳以上）についても令和2年をピークに減少傾向にあります。

年齢3区分別人口の推移



	実績					推計					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年	令和32年
0～14歳(人)	1,272	1,217	1,170	1,119	1,058	1,025	985	943	823	608	472
15～64歳(人)	6,031	5,915	5,831	5,657	5,601	5,475	5,360	5,243	4,767	3,526	2,420
65歳以上(人)	3,406	3,415	3,402	3,401	3,388	3,378	3,356	3,337	3,224	2,968	2,690
計(人)	10,709	10,547	10,403	10,177	10,047	9,878	9,701	9,523	8,814	7,102	5,582
高齢化率	31.8%	32.4%	32.7%	33.4%	33.7%	34.2%	34.6%	35.0%	36.6%	41.8%	48.2%

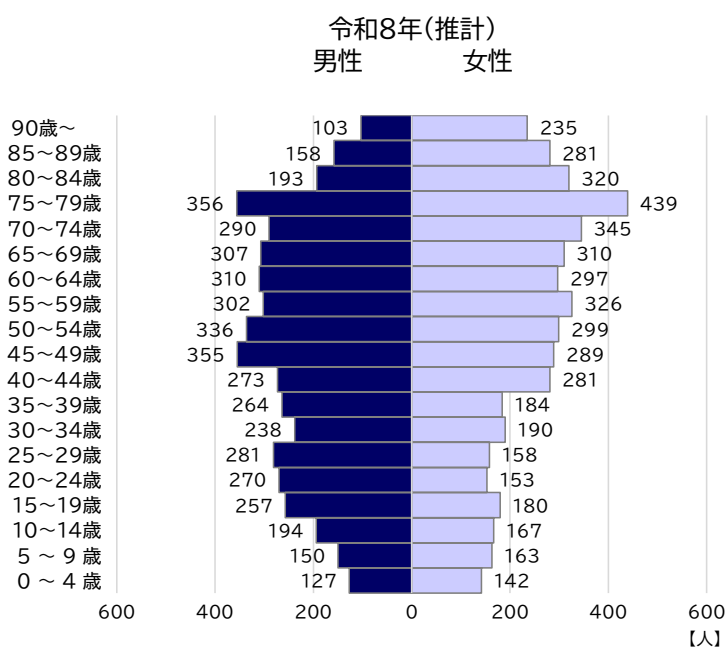
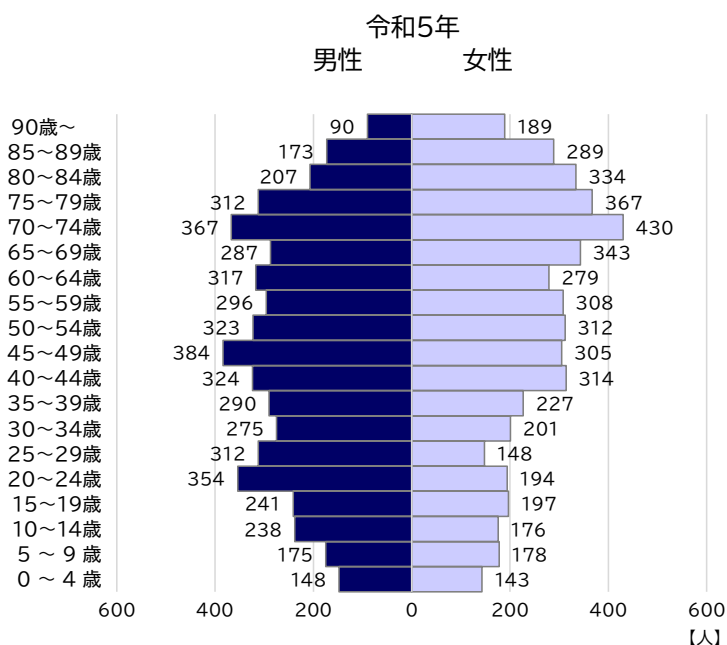
(資料)実績:住民基本台帳人口(各年9月末現在)

推計:住民基本台帳人口に基づく、コーホート変化率法による推計値

令和5年の人口ピラミッドをみると、男性では45～49歳、女性では70～74歳がそれぞれ最も多くなっています。

また、第9期計画最終年（令和8年）の人口ピラミッドをみると、男女ともに75～79歳の年齢層が最も多くなることが見込まれます。

### 人口ピラミッドの推移



(資料)令和5年:住民基本台帳(9月末現在) 令和8年:コホート変化率法による推計値

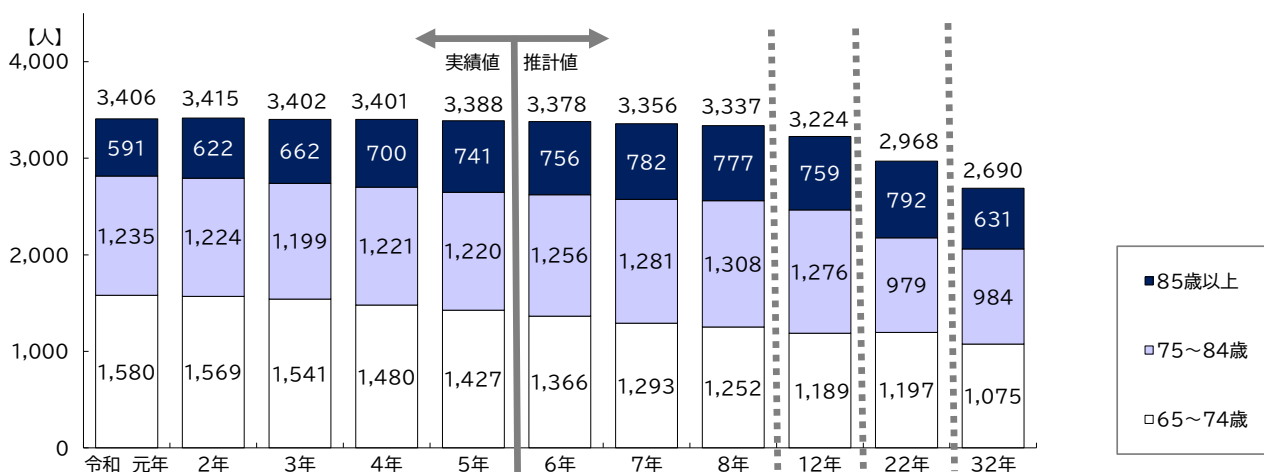
## (2) 高齢者人口と高齢化率の推移

令和5年9月末時点、本町の高齢者人口は3,388人、うち後期高齢者人口は1,961人となっています。

本町の高齢者人口は令和2年をピークに減少傾向にあり、第8期計画当初(令和3年)の3,402人から、14人の減少がみられます。また、前期高齢者は減少が続いていますが、後期高齢者はおおむね増加傾向にあり、特に85歳以上の人口増加が続いています。

令和5年以降については、高齢者人口は減少傾向にありますが、後期高齢者は令和8年頃までは増加が続く見込みとなっており、高齢化率は上昇が続くものと予測されます。

高齢者人口と高齢化率の推移・見込み



	実績					推計						
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年	令和32年	
65歳以上(人)	3,406	3,415	3,402	3,401	3,388	3,378	3,356	3,337	3,224	2,968	2,690	
65~74歳(人)	1,580	1,569	1,541	1,480	1,427	1,366	1,293	1,252	1,189	1,197	1,075	
75歳以上(人)	1,826	1,846	1,861	1,921	1,961	2,012	2,063	2,085	2,035	1,771	1,615	
75~84歳(人)	1,235	1,224	1,199	1,221	1,220	1,256	1,281	1,308	1,276	979	984	
85歳以上(人)	591	622	662	700	741	756	782	777	759	792	631	
高齢化率	31.8%	32.4%	32.7%	33.4%	33.7%	34.2%	34.6%	35.0%	36.6%	41.8%	48.2%	
うち前期高齢者	14.8%	14.7%	14.4%	13.8%	13.3%	12.8%	12.1%	11.7%	11.1%	11.2%	10.0%	
うち後期高齢者	17.1%	17.2%	17.4%	17.9%	18.3%	18.8%	19.3%	19.5%	19.0%	16.5%	15.1%	

(資料)実績:住民基本台帳人口(各年9月末現在)

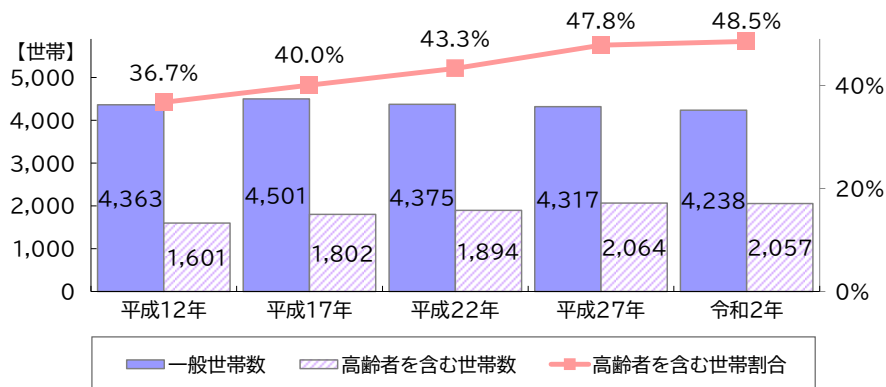
推計:住民基本台帳人口に基づく、コーホート変化率法による推計値

### (3) 世帯数の推移

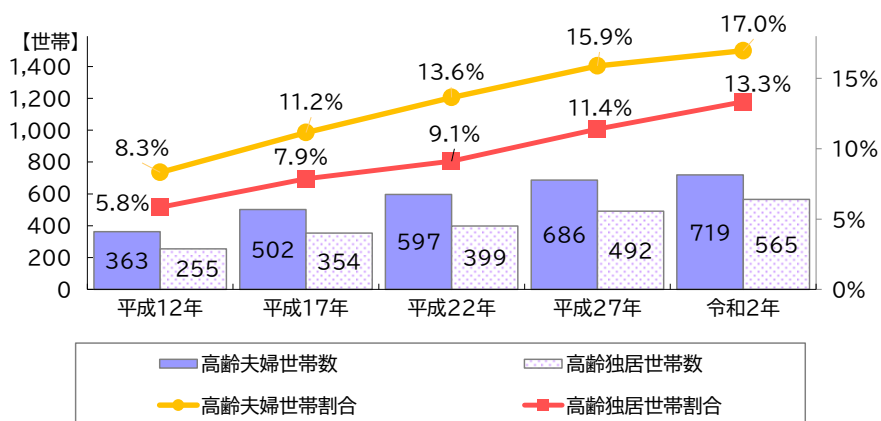
本町の一般世帯数は、減少が続いていますが、高齢者を含む世帯数は、増加傾向にあり、一般世帯に占める高齢者を含む世帯の割合は、令和2年時点で48.5%となっています。

また、高齢夫婦世帯数、高齢独居世帯数は増加しており、一般世帯に占める割合は、令和2年時点、高齢夫婦世帯では17.0%、高齢独居世帯では13.3%となっており、高齢夫婦世帯については全国及び北海道と比べると高い値となっています。

#### 高齢者を含む世帯数・割合の推移



#### 高齢夫婦世帯、高齢独居世帯数・割合の推移



	実績				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,363	4,501	4,375	4,317	4,238
高齢者を含む世帯数	1,601	1,802	1,894	2,064	2,057
高齢夫婦世帯数	363	502	597	686	719
高齢独居世帯数	255	354	399	492	565

(資料)国勢調査(各年10月1日時点)

#### 本町・北海道・全国の高齢者を含む世帯等の割合(令和2年時点)

	本町	北海道	全国
高齢者を含む世帯割合	48.5%	42.7%	40.7%
高齢夫婦世帯割合	17.0%	12.6%	10.5%
高齢独居世帯割合	13.3%	14.7%	12.1%

(資料)国勢調査(10月1日時点)

## (4) 認知症高齢者の状況

令和5年9月末時点、本町の認知症高齢者数は470人、要介護認定者における割合は85%となっています。本町の認知症高齢者数はおおむね横ばいで推移していますが、第7期計画当初（平成30年）の422人からは48人の増加、第8期計画当初（令和3年）の460人から、10人の増加がみられます。

また、令和4年度時点の日常生活自立度別の構成比をみると、Ⅱbの方が最も多く、全体の3割強となっています。

要介護認定者における認知症高齢者数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人数	422	420	436	460	458	470
割合	89%	88%	87%	84%	86%	85%

(資料) 保健福祉課 ※各年度末時点、令和5年のみ9月末時点

要介護認定者における認知症高齢者数(日常生活自立度別、令和4年度時点)

	計	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
人数	531	69	86	36	174	103	18	39	2
構成比	100%	13%	16%	7%	33%	19%	3%	7%	0.3%

(資料) 保健福祉課 ※程度が不明の方を含むため、令和4年度の合計と一致しない

参考 日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内で上記Ⅱの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等



## 2 介護保険事業の状況

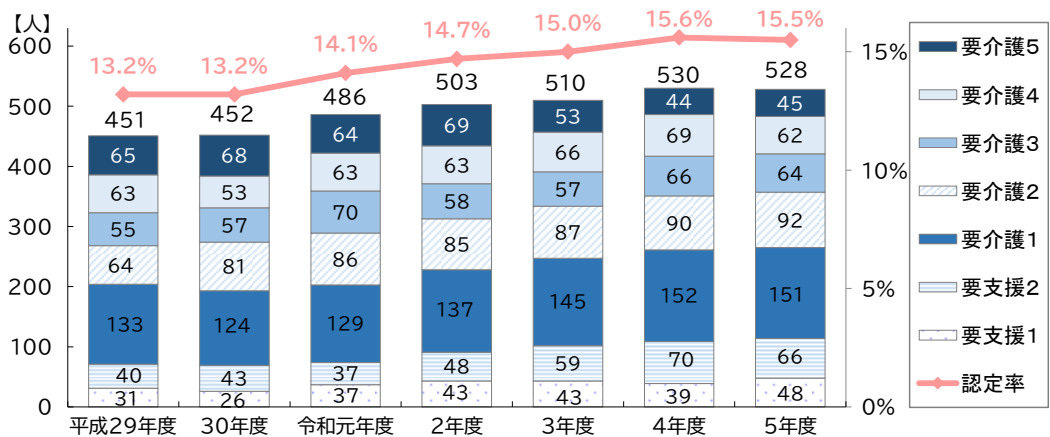
### (1) 要支援・要介護認定者の状況

本町の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を除く）はおおむね増加傾向にあり、令和5年6月末時点では528人となっています。

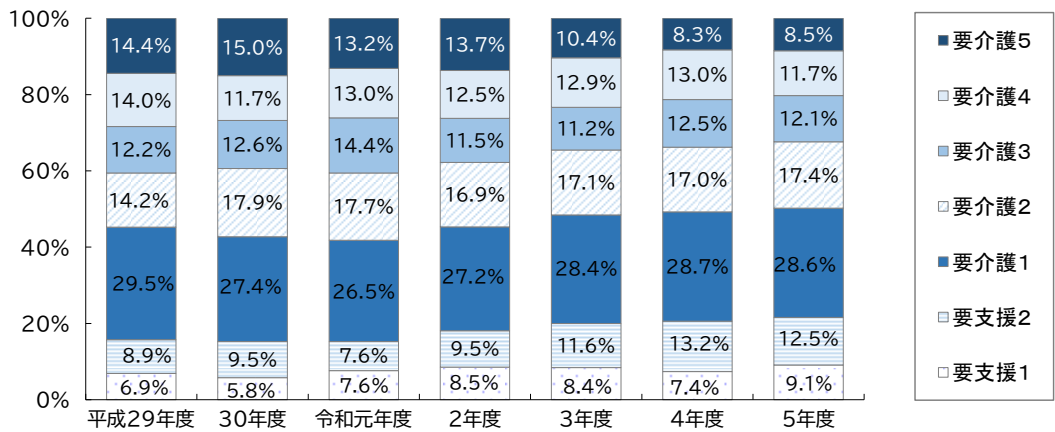
また、要介護3～5を重度者とする、平成29年度末の重度者数は183人で、全体に占める割合は40.6%でしたが、令和5年6月末時点は171人で、割合は32.4%と微減しています。

要介護認定率は、おおむね横ばいの状態で推移していますが、微増傾向にあります。また、本町の要介護認定率は、北海道と全国の値を下回っています。

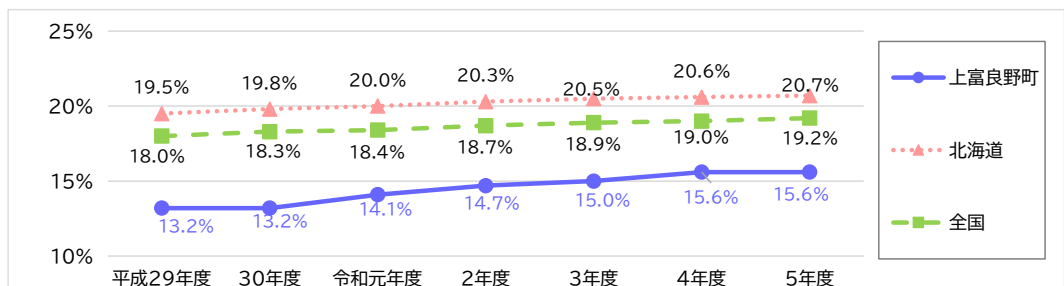
要支援・要介護認定者数の推移



要介護度別構成比の推移



要介護認定率の推移

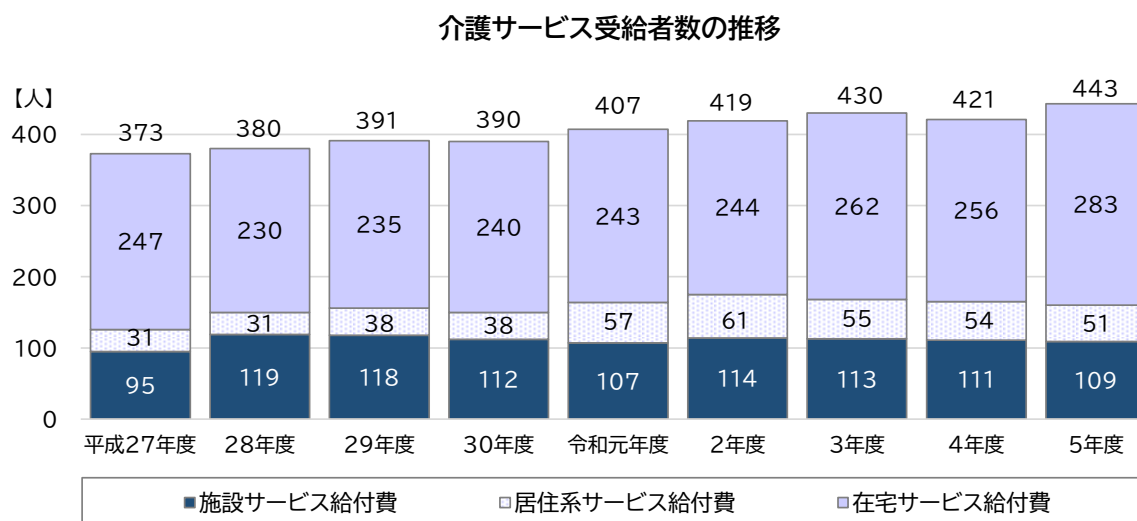


※平成29年度～令和4年度：各年度末時点、令和5年度：6月末時点  
 (資料)地域包括ケア「見える化」システム

## (2) 介護サービス受給者の状況

本町の介護サービス受給者数はおおむね増加傾向にあり、令和5年度には443人となっています。

また、介護サービス別にみると、在宅サービス受給者の比重が最も高く、全体の6割を占めています。



(資料)地域包括ケア「見える化」システム

### (3) 介護費用額の状況

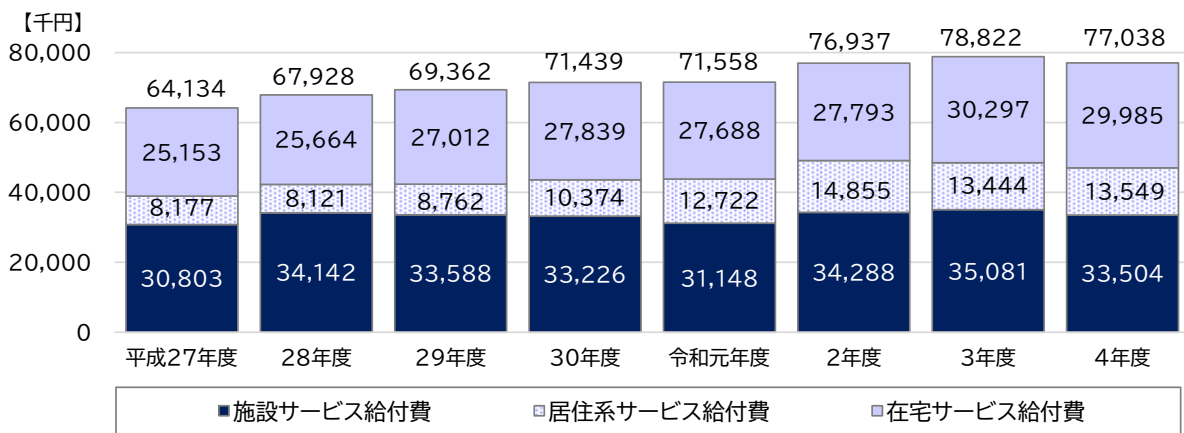
本町の介護費用（月額）は増加傾向にありましたが、令和2年度以降は横ばいで推移しており、令和4年度は77,038千円となっています。

介護サービス別にみると、施設サービスが4割強、在宅サービスが4割弱を占めています。

第1号被保険者1人1月あたり費用額については増加傾向にありましたが、平成30年度以降は、20,000円台で推移しており、令和4年度は22,518円となっています。

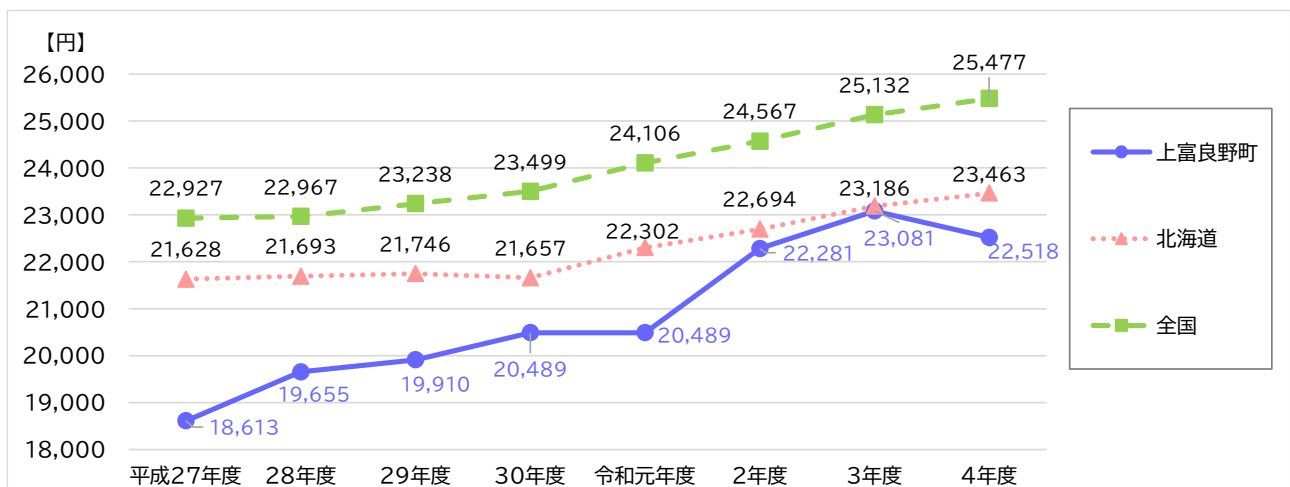
また、本町の第1号被保険者1人1月あたり費用額は、北海道と全国の平均額を下回っています。

介護費用(月額)の推移



※介護費用(月額)は、年度実績を12で除して算出 令和3年度以降は令和2年2月サービス提供分まで  
(資料)地域包括ケア「見える化」システム

第1号被保険者1人1月あたり費用額の推移の比較



※介護費用(月額)は、年度実績を12で除して算出 令和3年度以降は令和2年2月サービス提供分まで  
(資料)地域包括ケア「見える化」システム

### 3 アンケート調査結果の概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、本計画を策定するにあたり、町内にお住まいの方を対象にアンケートを行い、生活に関する現状やご意見を伺うことで、日常生活の中で抱えている課題や在宅介護の実態等を把握し、今後の町の高齢者福祉施策の一層の充実や、介護保険事業の円滑な運営に役立たせるために実施しました。

#### (2) 実施概要

##### ●調査対象

種別	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
在宅介護実態調査	町内在住の要支援1～要介護5の認定を受けている高齢者及び高齢者の家族
認知症施策推進アンケート調査	認知症カフェに参加している高齢者及び認知症カフェサポーター

##### ●調査期間

種別	期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和5年6月12日～令和5年6月25日
在宅介護実態調査	令和5年6月1日～令和5年7月31日
認知症施策推進アンケート調査	令和5年11月21日

##### ●調査方法

種別	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送による調査
在宅介護実態調査	認定調査員による聞き取り調査
認知症施策推進アンケート調査	手渡しによる調査

##### ●配布・回収

種別	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	900票	583票	64.7%
在宅介護実態調査	26票	26票	100.0%
認知症施策推進アンケート調査	38票	38票	100.0%

### (3) 調査結果のみかた

- 図表中の「n」は当該設問の回答者総数を表しており、百分率%は「n」を100%として算出しています。
- 百分率%は、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、選択肢の割合の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

### (4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

#### ● 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか [単数回答]

暮らしの状況を経済的にみて「苦しい（大変苦しい／やや苦しい）」と回答した割合は、全体では28.6%となっています。

家族構成別にみると、「苦しい（大変苦しい／やや苦しい）」と回答した割合は「1人暮らし」では3割半ば、「夫婦2人暮らし」では2割強、「その他」では3割弱となっています。1人暮らしの世帯において、より経済的な困窮を感じている方が多い状況がうかがわれます。

	回答者数	割合(%)					
		大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	無回答
全体	583	4.8	23.8	62.8	5.3	0.9	2.4
家族構成	1人暮らし	3.7	32.3	58.2	3.2	0.5	2.1
	夫婦2人暮らし	4.9	18.3	65.9	7.3	0.8	2.8
	その他	139	6.5	20.9	65.5	5.0	1.4

● 外出を控えていますか [単数回答]

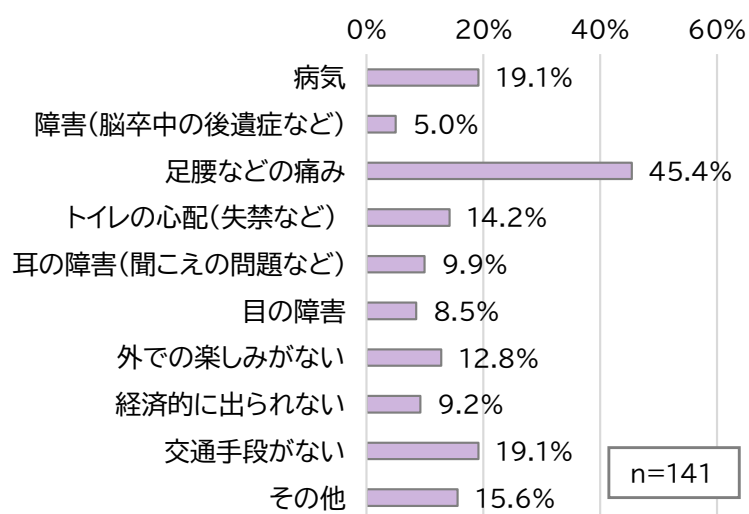
「外出を控えている（はい）」と回答した割合は、24.2%となっており、年齢別にみると、80歳未満の年齢層では2割を切っていますが、80～84歳では3割強、85歳以上では約5割と、年齢が上がるにつれて上昇しています。

		回答者数	割合(%)		
			はい	いいえ	無回答
全体		583	24.2	72.4	3.4
年齢	65～69歳	105	17.1	80.0	2.9
	70～74歳	131	8.4	86.3	5.3
	75～79歳	119	19.3	79.8	0.8
	80～84歳	120	32.5	64.2	3.3
	85歳以上	101	49.5	46.5	4.0

● 外出を控えている理由は、次のどれですか [複数回答]

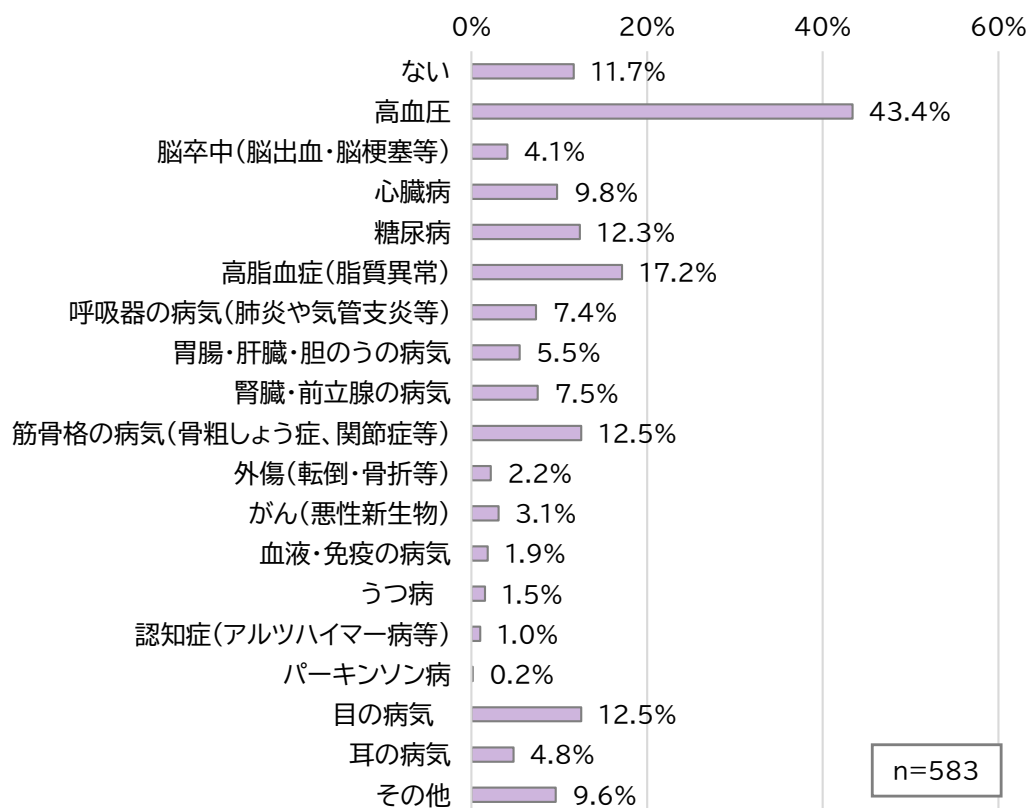
外出を控えていると回答した方にその理由を聞いたところ、「足腰などの痛み」(45.4%)が最も高く、「病気」(19.1%)、「交通手段がない」(19.1%)、「その他」(15.6%)と続きます。

また、「その他」記述では、新型コロナウイルス感染症を理由としている方が多くみられました。健康上の理由だけではなく、感染症予防のためや交通手段を理由としている方も一定数いることがうかがわれます。



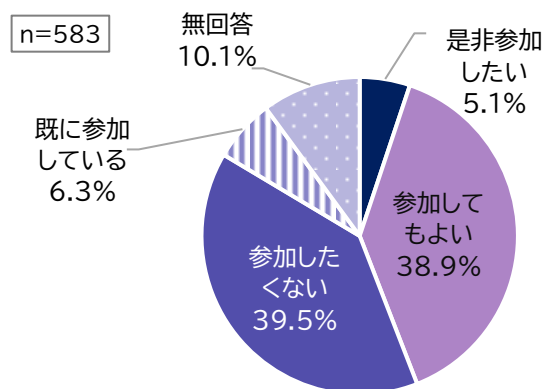
● 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか [複数回答]

現在治療中、後遺症のある病気としては、「高血圧」(43.4%)が最も高く、「高脂血症(脂質異常)」(17.2%)、「目の病気」(12.5%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(12.5%)と続きます。



- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか [単数回答]

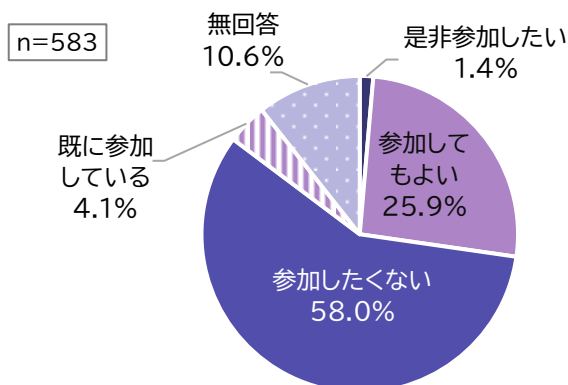
地域活動への参加については、「是非参加したい」(5.1%)、「参加してもよい」(38.9%)となっており、「既に参加している」(6.3%)をあわせると50.3%となっています。



=

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか [単数回答]

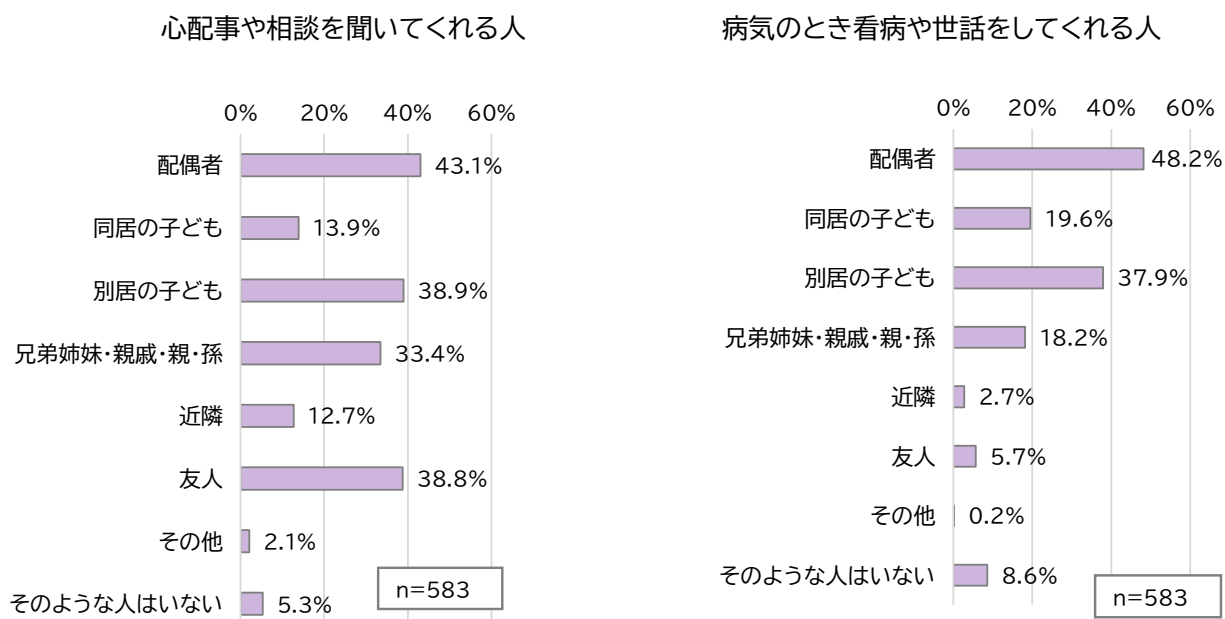
地域活動への企画・運営としての参加については、「是非参加したい」(1.4%)、「参加してもよい」(25.9%)となっており、「既に参加している」(4.1%)をあわせると31.4%となっています。





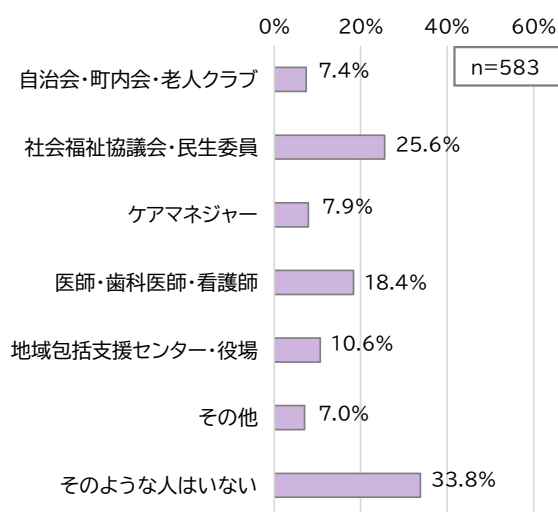
● あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人／あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人 [複数回答]

心配事や相談を聞いてくれる人、病気のとき看病や世話をしてくれる人がいないと回答した割合は、どちらも10%を切っています。多くは家族や友人・知人を頼ることができる環境にあると考えられますが、孤立化・孤独化防止に向けて、見守り体制を強化していく必要があるといえます。



● 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください [複数回答]

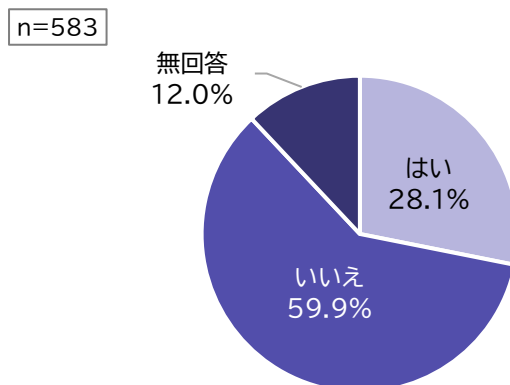
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手として、33.8%の方が「そのような人はいない」と回答しています。相談する相手の中では、「社会福祉協議会・民生委員」(25.6%)が最も高く、「医師・歯科医師・看護師」(18.4%)、「地域包括支援センター・役場」(10.6%)と続きます。



● 認知症に関する相談窓口を知っていますか [単数回答]

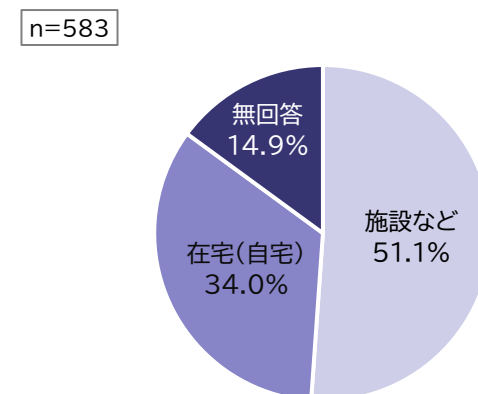
認知症に関する相談窓口について、「知っている（はい）」と回答した割合は28.1%となっています。

認知機能のリスク該当者は、全体の5割弱となっていることから、認知症に関する相談窓口について周知を強化していく必要があるといえます。



● 将来、介護度が重くなったとき、どこで介護を受けたいですか [単数回答]

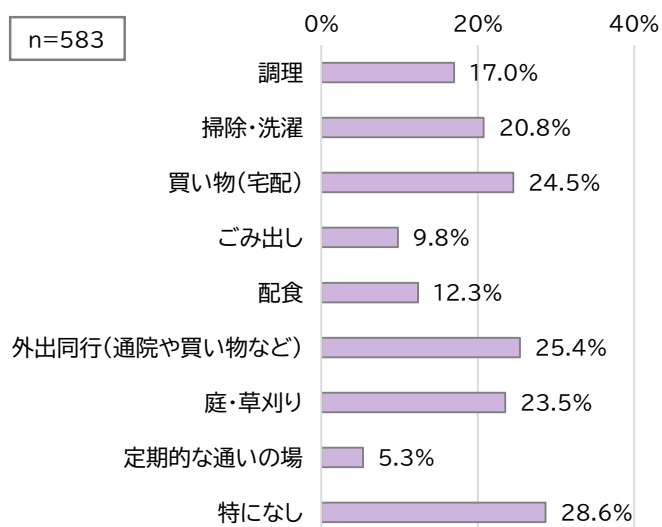
将来、介護が重くなったときに介護を受けたい場所としては、「施設など」(51.1%)、「在宅(自宅)」(34.0%)となっています。



● 今後、在宅で生活をしていくために、必要と感じる「支援や介護サービス」について、教えてください [複数回答]

必要と感じる支援や介護サービスとして、28.6%の方が「特になし」と回答しています。

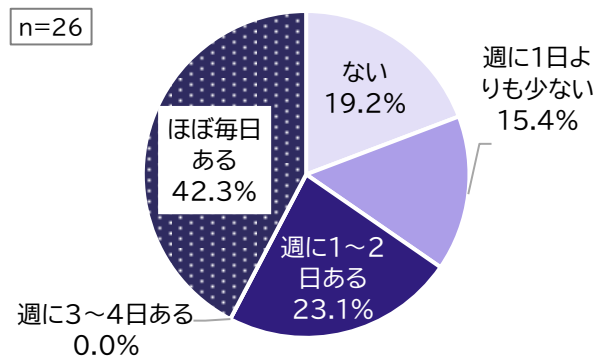
必要と感じることがある方の回答としては、「外出同行(通院や買い物など)」(25.4%)が最も高く、「買い物(宅配)」(24.5%)と続きます。



## (5) 在宅介護実態調査結果の概要

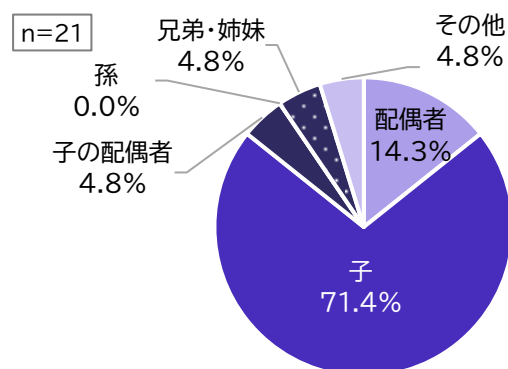
### ● ご家族やご親族の方からの介護の頻度 [単数回答]

家族や親族からの介護について、全体の42.3%が「ほぼ毎日ある」、23.1%が「週に1～2日ある」と回答している一方、19.2%が「ない」と回答しています。



### ● 主な介護者の方 [単数回答]

主な介護者としては、「子」(71.4%)が最も高く、「配偶者」(14.3%)と続きます。

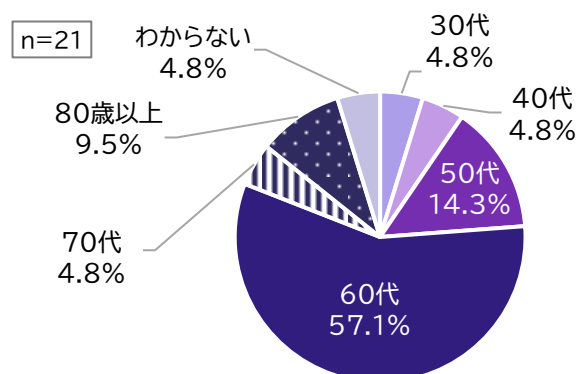


[主な介護者の方 / 単数回答]

### ● 主な介護者の方の年齢 [単数回答]

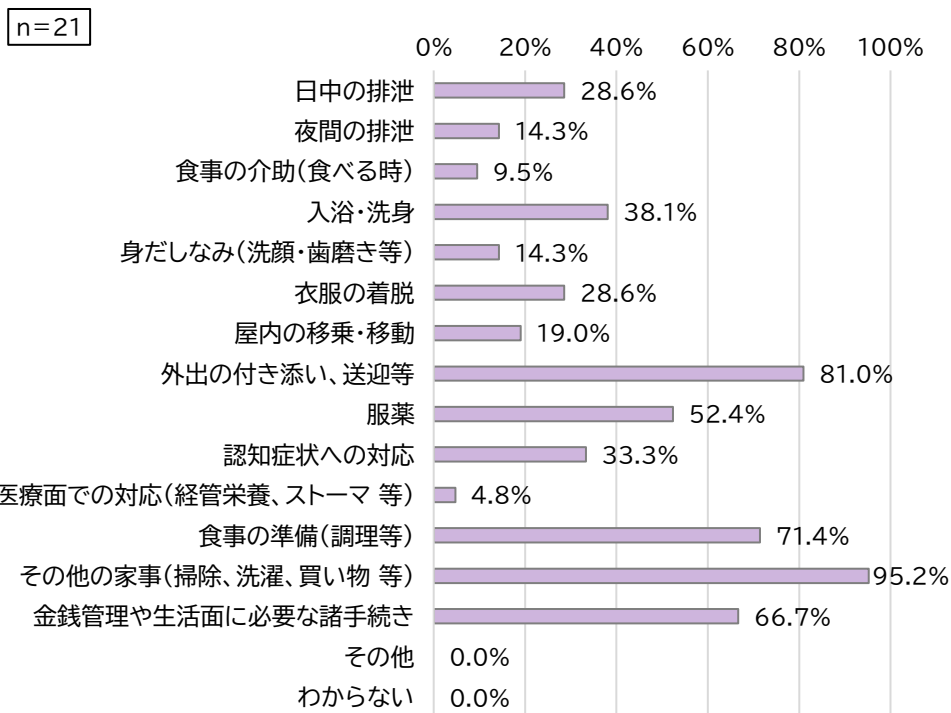
主な介護者の年齢は、「60代」(57.1%)が最も高く、「50代」(14.3%)と続きます。

また、「80歳以上」と回答した方も1割弱います。



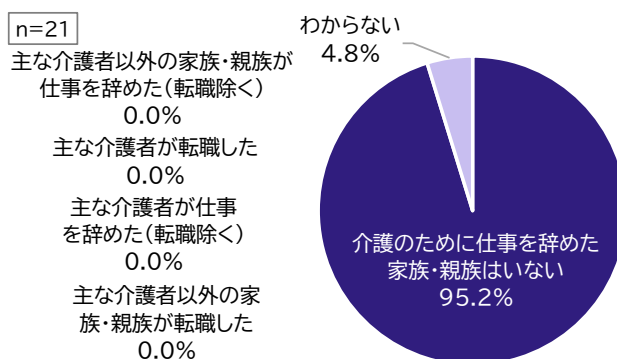
● 現在、主な介護者の方が行っている介護等 [複数回答]

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（95.2%）が最も高く、「外出の付き添い、送迎等」（81.0%）、「食事の準備（調理等）」（71.4%）「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（66.7%）と続きます。



● ご家族やご親族の中で、あなたの介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方の有無 [単数回答]

95.2%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。



● 主な介護者の方の現在の勤務形態

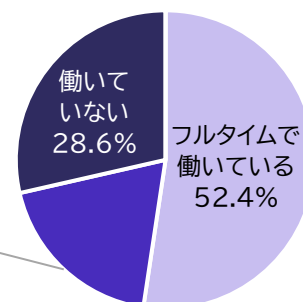
[単数回答]

「フルタイムで働いている」(52.4%)、「パートタイムで働いている」(19.0%)となっており、あわせると7割強の方が就労していると回答しています。

n=21

主な介護者に確認しないと、わからない 0.0%

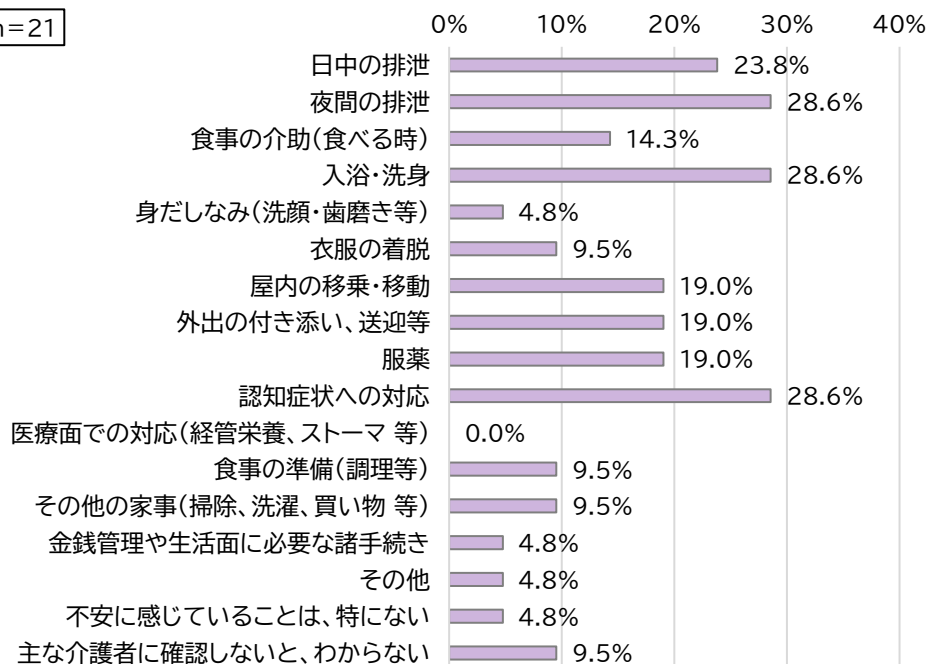
パートタイム(アルバイト含む)で働いている 19.0%



● 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等 [複数回答]

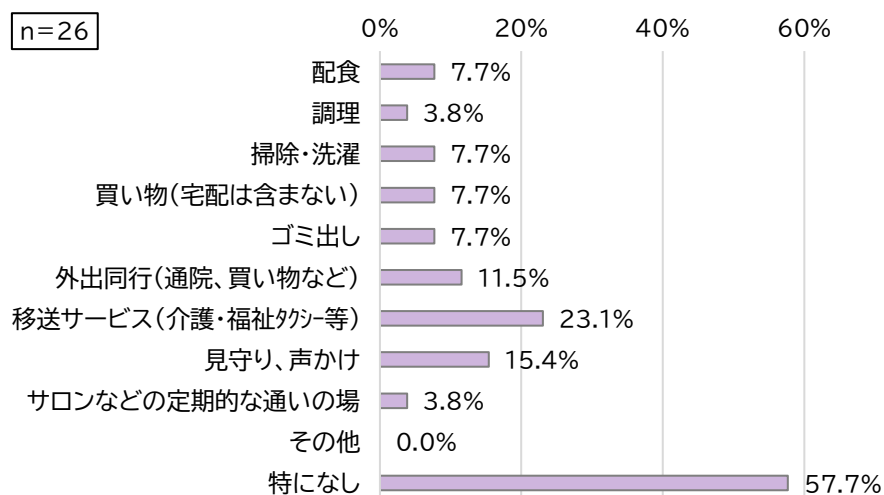
主な介護者が不安に感じる介護として、「夜間の排泄」(28.6%)、「入浴・洗身」(28.6%)、「認知症状への対応」(28.6%)が最も高く、「日中の排泄」(23.8%)と続きます。

n=21



● 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス [複数回答]

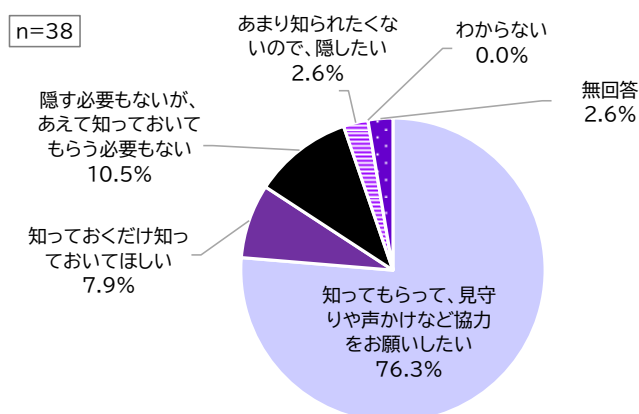
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（23.1%）が最も高く、「見守り、声かけ」（15.4%）、「外出同行（通院、買い物など）」（11.5%）と続きます。また、57.7%が「特になし」と回答しています。



(6) 認知症施策推進アンケート集計結果の概要

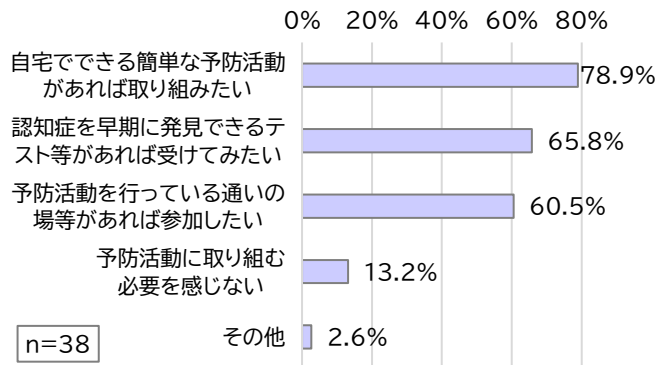
● もし、自分や家族が認知症になったら、そのことを近所の人に知ってもらおうと思いますか [単数回答]

もし、自分や家族が認知症になったら認知症の予防について、「知ってもらって、見守りや声かけなど協力をお願いしたい」（76.3%）が最も高くなっています。近所の人協力を重視する方が多い一方で、「隠す必要もないが、あえて知っておいてもらう必要もない」（10.5%）、「あまり知られたくないので、隠したい」（2.6%）と回答した方もおり、当事者の方の意向を尊重していく必要があるといえます。



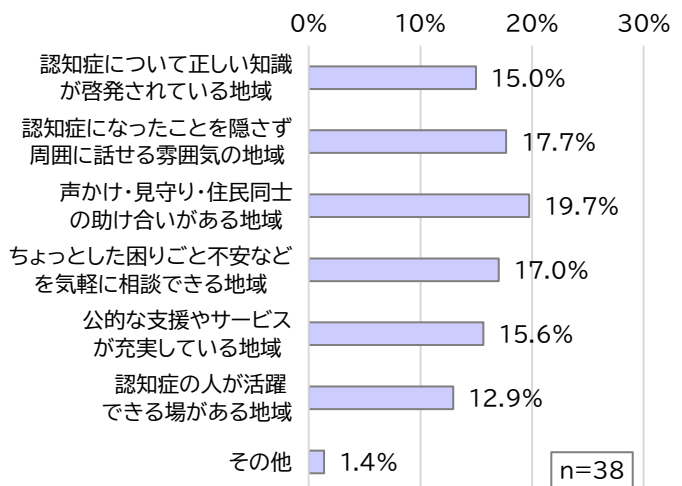
● 認知症の予防についてどのように考えますか [複数回答]

認知症の予防について、「自宅でできる簡単な予防活動があれば取り組みたい」(78.9%)が最も高く、「認知症を早期に発見できるテスト等があれば受けてみたい」(65.8%)、「予防活動を行っている通いの場等があれば参加したい」(60.5%) となり、過半数の方が意欲的に取り組んでみたいと回答しています。



● 認知症になっても安心して暮らせる地域とはどんな地域だと思いますか [複数回答]

認知症になっても安心して暮らせる地域として、「声かけ・見守り・住民同士の助け合いがある地域」(19.7%)が最も高く、「認知症になったことを隠さず周囲に話せる雰囲気のある地域」(17.7%)、「ちょっとした困りごと不安などを気軽に相談できる地域」(17.0%)と続きます。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 第8期計画の進捗状況と課題

第8期計画の進捗状況及び設定した指標の達成状況は次のとおりです。

#### 基本目標 1 健康で生きがいのある暮らしの推進（介護予防・重度化予防）

##### （1）介護予防と健康づくりの総合的な推進

- 令和4年度の本町の特定健診受診率は70.6%、後期高齢者健診受診率は48.6%となっており、北海道平均を上回る受診率となっています。また、70、75歳を対象に実施しているサルコペニア重症化予防事業については、参加者は増加傾向にあります。なお、令和4年度に筋肉量を測定したところ、40歳未満にも筋肉量の減少がみられました。特に女性における筋肉量減少者は、40歳未満で16.7%、40歳代で15.6%となっており、若いうちからの筋肉量維持の取り組みが必要になっています。
- コロナ禍で利用団体が減少したことから、音楽健康推進システム「エルダーシステム」について令和3年度をもって廃止しました。令和4年度からは、新たに介護予防健康運動指導士派遣事業を実施し、派遣希望のあった老人クラブへ健康運動指導士を派遣しています。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみると、「運動器機能の低下」リスク該当者は、75歳未満の年齢層では10%を切っていますが、年齢が上がるにつれて高くなり、85歳以上では4割弱となっています。また、「転倒リスクがある」該当者は、75歳未満の年齢層では30%を切っていますが、年齢が上がるにつれて高くなり、85歳以上では5割半ばとなっています。
- 高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、疾病等の早期発見・早期対応できるよう、健康づくりや介護予防に向けた取り組みを継続していくことが重要です。

指標名	単位	第8期実績			第8期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	%	70.5	70.6	70.6	70.0	70.0	70.0
がん検診受診率	%	19.9	19.4	19.4	24.1	24.2	24.3



## (2) 生きがいくくりと社会参加の支援

- 福祉ボランティア登録団体加入者数は増加傾向にあります。令和4年度に開校50周年を迎えた「いしずえ大学」の学生数は減少傾向にはあるものの、毎年新生を迎えており、年7回の講座を開催しています。しかし、高齢者事業団や老人クラブ連合会の会員数は年々減少し、会員の高齢化も進んでいます。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみると、健康づくり活動や趣味等のグループ活動について、「既に参加している」と回答した方は6.3%となっていますが、「是非参加したい」及び「参加してもよい」と回答した方は全体の4割半ばとなっています。また、こうした活動について企画・運営として「既に参加している」と回答した方は4.1%となっていますが、「是非参加したい」及び「参加してもよい」と回答した方は全体の3割弱となっています。現在、地域活動に参加していない方でも一定数が参加意向を持っていることがうかがわれます。
- このような活動への参加意向を持っている方に対し、既存の活動について、趣旨や内容等を広く周知するとともに、生きがいくくりや社会参加の場として継続できるよう支援をしていく必要があります。

指標名	単位	第8期実績			第8期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いしずえ大学の講座開催	回	5	7	7	7	7	7
高齢者事業団の会員数	人	33	31	29	41	41	41
福祉ボランティア登録団体数	団体	7	7	7	8	8	8
福祉ボランティア登録団体加入者数	人	353	398	390	400	400	400
老人クラブ連合会会員数	人	1,088	1,049	993	1,170	1,175	1,180
ふれあいサロン開催住民会	か所	14	10	22	21	21	21

(1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

- 高齢者の地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの体制整備及び運営の推進を図るとともに、必要に応じて高齢者宅の訪問等による相談・支援を行っています。
- 地域ケア会議については、町内の介護・医療関係者を対象に全体部会を年2回、専門部会を年12回程度実施しています。

- 地域ケア代表者部会（年2回開催）  
関係機関の代表者、専門部会長、地域包括センター職員等による会議
- 地域ケア専門部会（2つの部会を設置）
  - ・個別ケア検討部会（年3回開催）
  - ・医療・介護連携部会（月1回開催）

- 引き続き、地域の医療・介護等の多職種が協働して、個別ケースや地域の課題を共有し、解決に向けた協議を深めるとともに、課題を政策につなげていく必要があります。

## (2) 地域における支え合い活動等生活支援体制整備の推進

- 在宅福祉サービスについては、令和3年度より、利用者の減少のため、電話サービス事業について生活支援体制整備事業（社会福祉協議会へ委託）への移行、緊急通報システム事業について要件の緩和を行いました。
- 理容サービス、配食サービス、移送サービス、除雪サービスなどの利用実績は増加傾向にあり、今後も需要が高まることが考えられます。しかし、その一方で担い手不足が問題となっており、今後の対応を検討していく必要があります。

指標名		単位	第8期実績			第8期見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理容サービス	実利用人数	人	11	11	8	8	10	12
	利用回数	回	31	25	31	20	25	30
電話サービス	実利用人数	人	令和3年より 生活支援体制整備事業へ			2	2	2
	利用回数	回				108	108	108
配食サービス	実利用人数	人	56	45	56	36	36	36
	(主食)利用回数	食	1,722	1,743	1,936	1,300	1,300	1,300
	(副食)利用回数	食	4,510	4,397	5,407	3,700	3,700	3,700
移送サービス	実利用人数	人	58	60	44	39	45	50
	利用回数	回	735	777	626	720	820	920
除雪サービス	実利用人数	人	98	89	93	105	105	105
	実績時間	時間	1,138	1,226	1,539	1,915	1,915	1,915
緊急通報システム設置数(3月末現在)		台	114	117	112	125	130	135
緊急通報システム取付数		台	114	117	112	125	130	135
寝たきり者等おむつ購入費	助成対象者	人	16	16	11	18	20	22
	助成金額	千円	850	764	490	850	900	950
介護保険在宅サービス利用負担軽減補助	助成対象者	人	令和3年より廃止			75	80	85
	助成金額	千円				950	1,000	1,050
予約型乗合タクシー延べ利用人数		人	8,278	8,326	8,720	12,000	12,000	12,000
在宅福祉用具一時レンタル費助成事業対象者		人	8	2	3	5	5	5

### (3) 認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱の5つの柱を踏まえた取り組みを推進しています。

#### 認知症施策推進大綱の5つの柱

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

- 本町では、認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援する「認知症キャラバンサポート・キャラバンメイト」の養成に計画的に取り組んでいます。令和4年度は、キャラバンメイトにより、認知症サポーターの養成を行い、29人の認知症サポーターを養成しました。
- 認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催（年1回）、チーム員会議や研修を行っています。
- 警察、消防、介護事業所、地域住民と連携し「徘徊高齢者等検索ネットワーク事業連絡会議」を開催しており、認知症高齢者検索模擬訓練の実施（年2回）や、ネットワーク事前登録者の情報交換を行っています。登録者数は令和3年度18人、令和4年度18人となっています。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみると、「認知機能」のリスク該当者は80歳未満の年齢層では4割前後となっていますが、80歳以上の年齢層では半数以上となっており、今後も認知症状のある方が増えることが考えられます。また、在宅介護実態調査結果からみると、現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等として、3割弱が「認知症状への対応」と回答しており、介護者へのきめ細かなサポートも必要と考えられます。
- 引き続き、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、認知症予防に向けた取り組みの推進及び介護者への支援を継続していく必要があります。

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進

- 国の示す基本指針に沿った在宅医療・介護連携の推進を図っています。

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

- 研修等を通じて、看取りに関する取り組みや、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点からの取り組みに努めるとともに、総合事業、介護保険サービスの利用の際、計画作成担当者又はサービス事業所を通じて、事業実施に必要な診療情報の収集や医療機関との情報交換を実施しています。
- 地域ケア会議の介護・医療連携部会において、情報交換を行い、多職種連携を行っています。

#### (5) 安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進

- 在宅における高齢者単身世帯が増加する中、虚弱で経済的理由、家族・親族などから在宅生活での援護が得られない高齢者に対し、養護老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）、軽費老人ホームなど、状態や条件に応じた生活の場の紹介を行っています。町内には、住宅型有料老人ホームが1事業所、軽費老人ホームが1事業所ありますが、いずれもほぼ満床となっています。
- 防災・防犯対策としては、防災士スキルアップ研修を実施しており、令和3年は14名、令和4年は14名、令和5年は10名となっています。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、避難行動要支援者名簿の作成・更新はできていない状況です。

指標名	単位	第8期実績			第8期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内有料老人ホームベッド数	床	21	21	21	21	21	21
町内軽費老人ホームベッド数	床	30	30	30	30	30	30
十勝岳噴火総合防災訓練の実施	回	1	1	1	1	1	1
防災士間の緊密な情報交換体制強化	回	1	1	1	2	2	2
公営住宅居住水準向上率	%	85.0	85.0	84.6	85.0	85.0	85.0

**(1) 介護サービスの利用支援**

- サービスを必要としている方が必要なサービスを利用できるよう、65歳の年齢到達時、要介護認定更新時、保険料通知の際に差し入れるパンフレットや、ホームページを通じた情報提供を行っています。
- 介護保険サービスの利用等に関する相談等については、保健福祉課（高齢者支援班、地域包括支援センター）を窓口として、関係機関等へつなげています。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみると、認知症に関する相談窓口を「知っている（はい）」と回答した割合は3割弱にとどまっており、周知を強化していく必要があります。

**(2) 介護保険制度の適正・円滑な支援、効率的な介護給付の推進**

- サービスを必要としている方に必要なサービスを提供できるよう、介護給付費適正化主要5事業（認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合、介護給付費通知の実施推進）を実施しています。
- また、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）、包括的支援事業、任意事業に取り組んでいます。

指標名	単位	第8期実績			第8期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総覧点検	項目	10	10	10	10	10	10
給付費通知	件	301	270	301	330	340	350
ケアプラン点検数	件	6	6	6	6	6	6

### (3) 介護人材の確保と業務効率化の取り組み強化

- 本町では、介護職員研修費助成事業を実施しており、令和3年度に2件の利用がありました。また、在校生のキャリアアップ教育・進路実現を目的に上富良野高校にて介護職員初任者研修を実施し、それに伴い町の担当者が上富良野高校の在校生に対し、介護の仕事や高齢者の理解についての講話、町内にある介護職場の説明会を開催しています。
- 介護を必要とする高齢者が増加する中、本町においても人材確保が課題になっています。国や道と連携し、手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用などの介護現場の業務効率化に向けた支援や、総合事業の担い手を確保するための取り組みの推進方策として、有償ボランティアに係る謝金の支出が創設されたことを踏まえて、有償ボランティアの確保のための仕組みを検討しています。

指標名	単位	第8期実績			第8期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護職員研修費 助成事業	件	2	0	0	4	4	4

### (4) 災害や感染症対策に係る体制の整備

- 地域防災計画に即した防災体制の確立を図っています。令和4年に洪水浸水想定区域が拡大されたことにより、令和5年に洪水ハザードマップの更新を行います。更新にあたって、火山ハザードマップも含めた防災ブックとして周知を図ります。

## 基本目標4 権利擁護の推進

### (1) 高齢者の人権尊重と虐待の防止

- 本町では、高齢者虐待防止マニュアルに基づき、関係機関との連携によるケース会議を行い、必要なサービスにつなげることで迅速かつ適切な対応に努めています。
- また、地域包括支援センター等により、高齢者虐待や身体拘束の防止に関する相談に応じるとともに、高齢者虐待や身体拘束の防止について、啓発・周知を図っています。

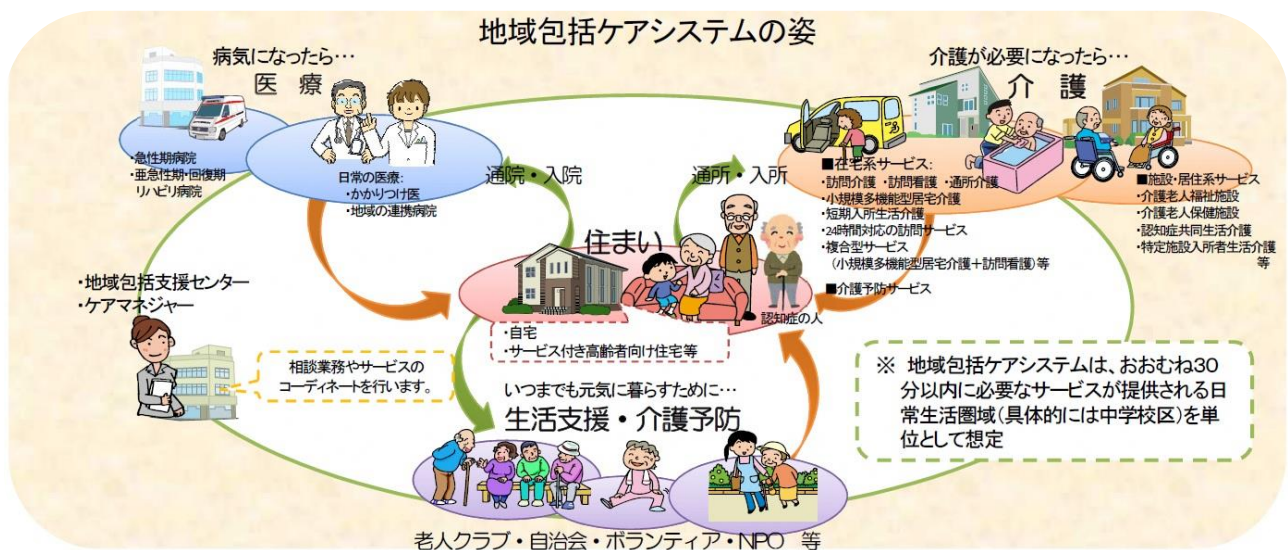
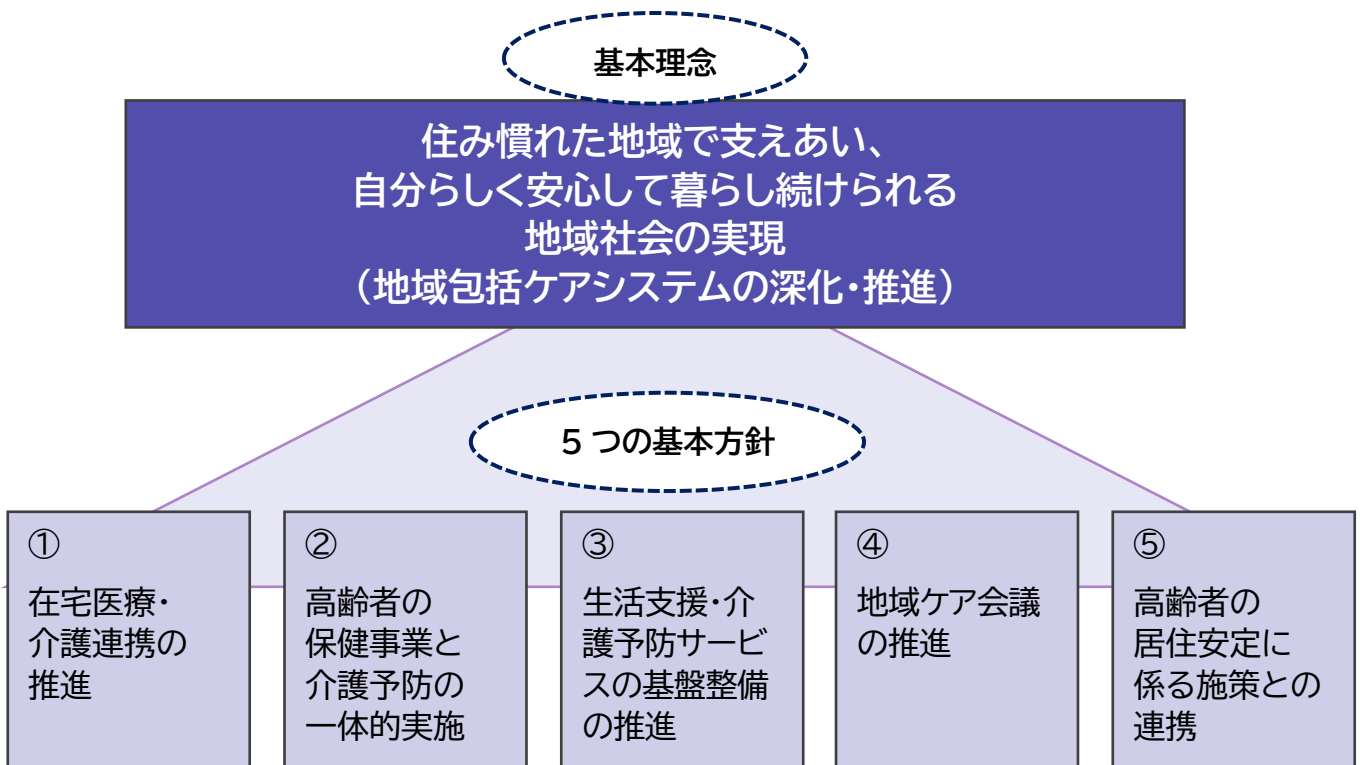
### (2) 権利擁護の推進

- 本町では、令和2年6月より「上富良野町権利擁護センター」を社会福祉協議会への委託により開設し、成年後見制度等権利擁護に関する相談窓口の設置を行いました。
- 令和5年度中に法人後見を受任できる体制を整備するよう取り進めています。

## 2 計画の基本理念及び基本方針

本町では、これまで「地域包括ケアシステム」の基本理念を考慮して「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を計画の基本理念として掲げ、高齢者施策及び介護保険事業を進めてきました。

第9期計画においては、医療・介護の連携の強化や医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図り、地域づくり等に一体的に取り組むことが求められることから、第8期計画における基本理念及び国の基本指針を踏まえた5つの基本方針に沿って、引き続き基本理念の実現に向けて活動に取り組みます。



資料：厚生労働省ホームページより



### 3 計画の基本目標及び重点施策

第9期計画においては、第8期計画の進捗状況、高齢者を取り巻く状況、高齢者のニーズ等を踏まえ、これまで本町が整備してきた体制を継続するとともに、更なる充実が必要と考えられる施策について重点目標を設定します。

計画の基本的な考え方、基本理念及び施策に沿って、次の目標の達成に向け第9期計画を実践します。

#### 基本目標1 健康で生きがいのある暮らしの推進（介護予防・重度化予防）

高齢期になってもいつまでも健やかな生活を送るためには、高齢者自身が加齢による生活機能低下を予防して、自立した生活を送ることが必要となってきます。そのためには、生きがいをもち、地域活動や就労的活動に参加するなど、できる限り要介護状態になることを予防する取り組みを継続して、健康寿命を延伸していく必要があります。そして、高齢者自身が自分の健康は自分で守ることを基本に、自分の身体に対する理解や考え方を深め、自己管理能力を身に付けていくことが必要です。

#### 施策の方向性

- (1) 介護予防と健康づくりの総合的な推進 **重点施策**
- (2) 生きがいづくりと社会参加の支援

**重点目標** 疾病等の早期発見・早期対応に向けて、特定健診、がん検診及びサルコペニア重症化予防事業の推進を図る

**指標** 特定健診、がん検診、筋肉量測定受診率を高める

指標名	単位	実績	目標				重点目標
		令和5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
特定健診受診率	%	※ 70.6	70	70	70	○	
がん検診受診率	%	※ 19.4	19.5	19.6	19.7	○	
筋肉量測定受診率	%	※ 60.5	60.5	60.5	60.5	○	
いしずえ大学の講座開催	回	7	7	7	7		
高齢者事業団の会員数	人	29	29	29	29		
福祉ボランティア登録団体数	団体	7	8	8	8		
福祉ボランティア登録団体加入者数	人	390	400	410	420		
老人クラブ連合会会員数	人	993	990	980	970		
老人クラブ連合会活動延べ回数	回	8	8	8	8		
ふれあいサロン開催住民会	か所	22	22	23	23		

※は令和4年度実績

## 基本目標 2 地域におけるケア体制の充実

高齢者の地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、今後も、地域包括支援センターの機能強化に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの発展の基点となる地域ケア会議の充実に努めます。

さらに、高齢者本人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、地域における支え合いの体制づくりを進めるとともに、認知症施策推進大綱を踏まえた取り組みの推進や、住環境の整備、防災・防犯対策の充実に努めることで、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

### 施策の方向性

- (1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実
- (2) 地域における支え合い活動等生活支援体制整備の推進
- (3) 認知症施策の推進（認知症施策推進計画） **重点施策**
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進

**重点目標** 認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援する人材の強化

**指標** 認知症キャラバンサポート・キャラバンメイト、認知症サポーターの養成者数

**重点目標** 認知症状のある方が安心して暮らすことのできる見守り体制等の強化

**指標** 徘徊高齢者等検索ネットワーク登録者数

**重点目標** 家族等介護者への支援の強化

**指標** 認知症ほっとカフェ開催数

指標名		単位	実績	見込(目標)			重点指標
			令和5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
理容サービス	実利用人数	人	8	8	9	10	
	利用回数	回	31	30	35	40	
配食サービス	実利用人数	人	56	56	56	56	
	(主食)利用回数	食	1,936	2,000	2,000	2,000	
	(副食)利用回数	食	5,407	5,500	5,500	5,500	
移送サービス	実利用人数	人	44	45	50	55	
	利用回数	回	626	700	800	900	
除雪サービス	実利用人数	人	93	100	100	100	
	実績時間	時間	1,539	1,700	1,700	1,700	
緊急通報システム設置数 (3月末現在)		台	112	110	110	110	
寝たきり者等 おむつ購入費	助成対象者	人	11	12	12	12	
	助成金額	千円	490	720	720	720	
予約型乗合タクシー 延べ利用人数		人	8,720	8,720	8,720	8,720	
在宅福祉用具一時レンタル費 助成事業対象者		人	3	5	5	5	
認知症キャラバンサポート・キャ ラバンメイト養成者数		人	0	1	1	1	○
認知症サポーターの養成者数		人	0	10	20	20	○
徘徊高齢者等検索ネットワーク 登録者数		件	13	15	15	15	○
認知症ほっとカフェ開催数		回	12	18	24	24	○
町内有料老人ホームベッド数		床	21	21	21	21	
町内軽費老人ホームベッド数		床	30	30	30	30	
十勝岳噴火総合防災訓練の 実施		回	1	1	1	1	
防災士間の緊密な情報交換 体制強化		回	1	1	1	1	
公営住宅居住水準向上率		%	84.6	84.5	84.5	84.5	

### 基本目標 3 介護保険サービスの適正な運営

高齢者が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるようなまちを実現するには、公的な介護予防・介護サービスの基盤を整備することはもとより、介護人材の確保や生産性の向上に向けた取り組みの強化が必要です。さらに、近年の災害の発生や感染症の流行下においては、各種支援・サービスの機能維持に努めることがより重要となります。

このため、サービスを必要としている方に必要なサービスを提供できるよう、介護サービスの利用支援や、介護保険制度の適正な運営、効率的な介護給付の推進に取り組むとともに、介護人材の確保が効果的に実施できるよう新たな施策を検討するなどサービス基盤、人的基盤の整備に努めます。

#### 施策の方向性

- (1) 介護サービスの利用支援
- (2) 介護保険制度の適正・円滑な支援、効率的な介護給付の推進
- (3) 介護人材の確保と生産性の向上に向けた取り組み強化 **重点施策**
- (4) 災害や感染症対策に係る体制の整備

指標名	実績	見込(目標)			重点指標
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
縦覧点検	10 項目	10 項目	10 項目	10 項目	
給付費通知	301	300	300	300	
ケアプラン点検数	6	6	6	6	
介護職員研修費 助成事業	0	1	1	1	○

## 基本目標 4 権利擁護の推進

本町では、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、令和5年9月末の高齢化率が33.7%に達しています。また、高齢夫婦世帯、高齢独居世帯など的高齢者のみの世帯は増加しており、令和2年時点で一般世帯に占める割合は、高齢夫婦世帯では17.0%、高齢独居世帯では13.3%となっており、支援が必要な高齢者が社会的に孤立し、孤独死などが起こりやすい状況が生まれているといえます。さらに、認知症高齢者も増加しており、意思決定の適切な支援や権利利益の保護を図る必要があります。

こうした状況下においては、高齢者虐待をはじめとした、高齢者の権利侵害に至る事案も増えていくと予想されることから、虐待防止の普及啓発や相談支援、虐待の早期発見・早期対応に向けた体制づくり、高齢者の権利を守る制度の活用等を進めることで、高齢者の権利擁護を推進します。

### 施策の方向性

- (1) 高齢者の人権尊重と虐待の防止対策
- (2) 権利擁護の推進

指標名	実績	見込(目標)			重点指標
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
権利擁護研修会、相談会	5回	5	5	5	
地域連携ネットワーク会議	1	2	2	3	

## 4 施策の体系

基本  
理念

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる  
地域社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）

<b>基本目標 1</b> 健康で生きがいのある暮らしの推進 (介護予防・重度化予防)	施策の方向性 1 介護予防と健康づくりの総合的な推進
	① 健康づくりと生活習慣病予防
	② 介護予防の推進
	施策の方向性 2 生きがいづくりと社会参加の支援
	① 生涯学習の推進
	② 就労・ボランティア活動等の支援
<b>基本目標 2</b> 地域におけるケア体制の充実	③ 地域住民同士の交流等の促進
	施策の方向性 1 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実
	① 地域包括支援センター体制の充実
	② 地域ケア会議の充実
	施策の方向性 2 地域における支え合い活動等生活支援体制整備の推進
	① 支え合い活動の推進
	② 生活支援体制整備事業による高齢者の見守り・支援施策の推進
	③ 在宅福祉サービスの提供
	施策の方向性 3 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）
	① 認知症に対する理解の促進
	② 認知症の早期発見・早期対応の体制整備
	③ 認知症の人や家族への支援の充実
<b>基本目標 3</b> 介護保険サービスの適正な運営	施策の方向性 4 在宅医療・介護連携の推進
	① 「在宅医療・介護連携事業」の推進
	施策の方向性 5 安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進
	① 安心できる住まいの確保
	② 防災・防犯対策の推進
	施策の方向性 1 介護サービスの利用支援
	① 制度の周知
	② 相談・苦情への対応
	③ 介護離職防止に向けた取り組み
	施策の方向性 2 介護保険制度の適正・円滑な支援、効率的な介護給付の推進
① 適切な要介護認定の推進	
② 介護サービスの提供	
③ 介護給付適正化の推進（介護給付適正化計画）	
④ ケアマネジメントの適正化支援	
⑤ 地域密着型サービス事業所等の指導・監督	
<b>基本目標 4</b> 権利擁護の推進	施策の方向性 3 介護人材の確保と生産性の向上に向けた取り組み強化
	① 人材の確保
	② 介護現場における業務の効率化
	施策の方向性 4 災害や感染症対策に係る体制の整備
	① 災害に係る体制の整備
	② 感染症に係る体制の整備
<b>基本目標 4</b> 権利擁護の推進	施策の方向性 1 高齢者の人権尊重と虐待の防止対策
	① 虐待の防止と対応
	施策の方向性 2 権利擁護の推進
① 権利擁護に関する取り組みの推進	

## 第4章 施策の推進

### 基本目標1 健康で生きがいのある暮らしの推進（介護予防・重度化予防）

#### （1）介護予防と健康づくりの総合的な推進

##### ① 健康づくりと生活習慣病予防

#### 1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【保健福祉課】

##### ●これまでの取り組み

高齢者の保健事業の目的は、生活習慣病等の重症化が予防され、心身機能の低下が防止されることにより、高齢者が住み慣れた自宅で社会とのつながりを保ちつつ、自立した生活ができる期間を延ばすことです。要介護・要支援認定者の原因疾患は脳血管疾患や心疾患などの生活習慣病を有する割合が高く、介護を予防する上で生活習慣病の予防は重要です。

介護や医療情報、健診データの分析結果を基に把握した町健康課題解決に向けて、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び保健指導をはじめとする保健事業を展開しています。

令和元年10月に「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」が策定され、令和元年度からは生活習慣病等の重症化予防の継続とともに、心身機能の低下の防止に関連したサルコペニア重症化予防に取り組んでいます。令和2年度からは北海道後期高齢者医療広域連合の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を受託し、関係機関と連携して取り組んでいます。

##### ●事業内容

健康診査等の受診者の増加を図り、町民自らが健康状態を確認することで生活習慣の改善に取り組めるための保健指導の充実に努めていきます。生活習慣病やサルコペニア<sup>\*</sup>の重症化予防を主とした保健事業を通し、医療や介護サービス等の必要な高齢者は関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

##### ※サルコペニア

筋肉量が減少し、筋力や身体機能が低下している状態のこと。転倒・骨折、寝たきりなどの原因になるため、十分な栄養摂取（特に蛋白質）や筋力増加のための運動により予防することができます。

#### 2. 感染症等の予防【保健福祉課】

##### ●これまでの取り組み

高齢者のインフルエンザワクチンと肺炎球菌感染症による重症化予防に向け、予防接種費用の助成（肺炎球菌ワクチンについては、過去に任意・定期で接種を受けていない65、70、75、80、85、90、95、100歳が対象）を行っています。また、生活保護世帯、町民税非課税世帯に対しては全額助成し、町民の感染症予防を図っています。

##### ●事業内容

毎年、インフルエンザウイルスなどの感染による様々な感染症が発生しています。今後も高齢者を対象としたインフルエンザワクチン等の予防接種への助成を行います。

## ② 介護予防の推進

---

### 1. 介護予防についての普及・啓発【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

相談（要介護認定含む）から必要な介護予防事業に早期につながるよう支援に努めています。また、介護予防事業のパンフレットを作成し、ホームページに掲載しています。平成29年度より導入している介護予防・日常生活支援総合事業については、旧制度から継続して事業を実施し、高齢者実態調査結果や介護保険事業進捗状況報告書をホームページに掲載することで周知を行っています。さらに、介護予防ケアマネジメントについて事業所説明を行うなど、普及・啓発に取り組んでいます。

#### ●事業内容

引き続き、高齢者実態調査を実施するとともに、高齢者実態調査結果や要介護認定等の結果などを踏まえて、介護予防に関する啓発資料の作成や、広報・ホームページ・チラシの活用による周知を図ります。

---

### 2. 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）の実施【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

地域の高齢者がより元気に過ごすことができるよう、平成29年度から総合事業に取り組んでいます。老人会や住民会等へ出向き、介護予防の普及啓発を実施する他、体力測定会等を実施しています。音楽健康推進システム「エルダーシステム」については、利用希望団体への職員派遣を行うことで、普及に努めてきましたが、コロナ禍で利用団体が減少したことから令和3年度をもって廃止し、令和4年度からは、新たに介護予防健康運動士派遣事業を実施し、派遣希望のあった老人クラブへ健康運動指導士の派遣を行っています。また、介護予防を目的に公共機関で行う事業に対し、利用料を免除しています。

#### ●事業内容

現在行っている事業を地域全体で継続して実践し、参加者の拡大を図ります。また、介護サービス事業所を会場に介護予防教室を開催し介護予防の理解を広げます。さらに、一般介護予防事業を効果的・効率的に実施するために、専門職の積極的な関与の促進や、介護予防・自立支援のための地域ケア会議や生活支援体制整備事業といった他の事業との連携を進めます。

PDCAサイクルに沿った事業の推進に努めるとともに、データの利活用を進めます。データの利活用にあたっては、個人情報の取り扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境の整備に取り組めます。



---

### 3. 地域での住民の自主的な支援活動の推進（リーダーの育成）【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

総合事業の取り組みとして「介護予防リーダー育成事業」を活用し、既存の筋トレ・ストレッチ運動を行う自主グループへの指導、ふまねっとサポーター、インストラクター養成等地域で介護予防を実践するリーダーの育成を進めています。介護予防活動については、ふまねっとサポーター地域派遣等による普及活動や、自主団体への継続支援を行っています。

#### ●事業内容

現在活動している介護予防の自主的な活動を支えるため地域で介護予防を実践するリーダーを育成するとともに、地域住民やボランティア、NPO、社会福祉協議会が実施するサロン活動の自主的な地域の支え合い活動などを推進します。また、育成したリーダーを活用し、地域全体で定期的に介護予防事業を実施していきます。

～地域の福祉と医療の連携で、町民が安心できる暮らしを支え

# かみふらの福祉・医療マップ



## 高齢者福祉

名称/事業内容など
<b>1</b> 特別養護老人ホームラベンダーハイツ 特別養護老人ホーム/ショートステイ/居宅介護支援 <定員 50人(特養)、10人(ショート)> 西1線北24号 (電話) 45-2300 ラベンダーハイツサービスセンター <定員 25人/日> (電話) 45-2332
<b>2</b> 介護医療院上富良野 介護医療院 <定員 32人> 大町3丁目2番15号 (電話) 45-3171
<b>3</b> 認知症高齢者グループホームほーぷ 認知症対応型高齢者グループホーム <定員 18人> 宮町4丁目69番66 (電話) 39-4588
<b>4</b> 認知症高齢者グループホーム おおぞら 認知症対応型高齢者グループホーム <定員 18人> 緑町3丁目1番32号 (電話) 56-8500
<b>5</b> 小規模多機能型居宅介護事業所ふくしん 小規模多機能型居宅介護 <定員 25人> 泉町2丁目4番15号 (電話) 45-3506
<b>6</b> 軽費老人ホームハイムいしずえ 軽費老人ホーム(ケアハウス) <定員 30人> 大町2丁目6番3号 (電話) 39-4055

名称/事業内容など
<b>7</b> 住宅型有料老人ホームやまびこ 有料老人ホーム <定員 21人> 丘町2丁目29番60 (電話) 45-6275
<b>8</b> 訪問介護事業所やまびこ 訪問介護事業所 宮町4丁目1番25号 HIFビル内1階 (電話) 45-6275
<b>9</b> 上富良野町社会福祉協議会 居宅介護支援/訪問介護事業所 大町2丁目8番4号 (電話) 45-3505
<b>10</b> あさひ郷デイサービスセンターかみん 通所介護事業(デイサービス) <定員 37人/日> 大町2丁目8番4号 (電話) 45-2256
<b>11</b> 地域包括支援センター 介護予防支援事業所/高齢者総合相談 大町2丁目8番4号 (電話) 45-6533

## 障害者福祉

名称/事業内容など
<b>12</b> 多機能型事業所なないろニカラ 就労継続支援A・B型(定員20人)/GH 宮町1丁目1番14号 (電話) 45-6208
<b>13</b> デイサポートかみふらの 就労継続支援B型(定員10人)/生活介護(定員10人) /日中一時支援/GH 緑町3丁目1番6号 (電話) 45-2111
<b>14</b> 障害者グループホームふれあい荘 住居のため住所は公表していません (電話) 22-2043 ※(福)エクウエート富良野
<b>15</b> ヒューマンインターフェイス(株) 就労継続支援A型(定員20人)/GH 宮町4丁目69番77 (電話) 39-4545

## 児童福祉

名称/事業内容など
<b>16</b> 放課後等デイサービス ゆうひ 放課後等デイサービス/日中一時支援事業(定員10人) 宮町1丁目1番24号 (電話) 56-7565
<b>17</b> 上富良野発達支援センター(ひよこ学級) 発達支援センター(定員10人) 旭町2丁目1番26号 (電話) 45-9999
<b>18</b> 東児童館 旭町2丁目1番26号 (電話) 45-4097
<b>19</b> 西児童館(泉防災センター) 泉町1丁目5番1号 (電話) 45-6346
<b>20</b> 放課後等デイサービスTOBEL 放課後等デイサービス(定員10人) 宮町4丁目1番25号 (電話) 56-7157
<b>21</b> 認定こども園上富良野高田幼稚園 認定こども園(定員150人)1号100人/2・3号50人 栄町3丁目2番30号 (電話) 45-2446
<b>22</b> 上富良野西こども園 認定こども園(定員50人)1号10人/2・3号40人 泉町1丁目5番15号 (電話) 45-4072
<b>23</b> わかば中央保育園 認定こども園(定員95人)1号15人/2・3号80人 富町1丁目4番90号 (電話) 45-2074
<b>24</b> わかば愛育園 認定こども園(定員60人)1号15人/2・3号45人 旭町3丁目5番43号 (電話) 45-2803

## 医療機関

名称/診療科目など
<b>25</b> 上富良野町立病院 内科/外科/訪問リハビリ ほか 大町3丁目2番15号 (電話) 45-3171
<b>26</b> 渋江医院 内科/呼吸器科/循環器科 栄町2丁目2番5号 (電話) 45-2013
<b>27</b> 医療法人 小野沢整形外科 整形外科/リウマチ科/リハビリテーション科 南町2丁目1054番301 (電話) 39-4177
<b>28</b> 上富良野訪問看護ステーション 訪問看護 大町2丁目8番4号 (電話) 45-5438
<b>29</b> 園田歯科医院 富町1丁目3番56号 (電話) 45-2559
<b>30</b> 矢花歯科クリニック 大町2丁目2番10号 (電話) 45-5000
<b>31</b> こだま歯科医院 宮町4丁目1番24号 (電話) 45-4935
<b>32</b> 大町歯科クリニック 大町4丁目96番43 (電話) 45-3633
<b>33</b> 山崎歯科医院 錦町3丁目4番20号 (電話) 45-5588
<b>34</b> フクヤ薬局 中町2丁目3番24号 (電話) 45-2009
<b>35</b> ほとる調剤薬局 大町3丁目3番41号 (電話) 45-0208
<b>36</b> 松井薬局 錦町2丁目2番1号 (電話) 45-2365
<b>37</b> まちの整骨院 上ふらの分院 中町2丁目3番1号 (電話) 56-7676
<b>38</b> 渡辺整骨院 錦町1丁目3番5号 (電話) 45-2523
<b>39</b> 小笠原整骨院 本町1丁目1番40号 (電話) 45-2518

令和6年4月現在

※事業内容、診療科目は変更  
される場合がありますので  
事前にご確認ください。

町内事業所(施設)サービス一覧

事業所名	サービス種類名
上富良野町ラベンダーハイツ	介護老人福祉施設サービス
介護医療院上富良野	介護医療院サービス
上富良野高齢者グループホームほーぷ	認知症対応型共同生活
グループホームおおぞら	認知症対応型共同生活
住宅型有料老人ホームやまびこ	有料老人ホーム
軽費老人ホームいしずえ	軽費老人ホーム
小規模多機能型居宅介護事業所ふくしん	小規模多機能型居宅介護
上富良野町ラベンダーハイツ	短期入所生活介護
上富良野町ラベンダーハイツデイサービスセンター	通所介護
デイサービスセンター かみん	通所介護
上富良野町社会福祉協議会 訪問介護事業所	訪問介護
訪問介護事業所 やまびこ	訪問介護
上富良野訪問看護ステーション	訪問看護
上富良野町立病院	訪問リハビリテーション
上富良野町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	居宅介護支援
上富良野町ラベンダーハイツ居宅介護支援事業所	居宅介護支援
上富良野町地域包括支援センター	介護予防支援

## (2) 生きがいくくりと社会参加の支援

### ① 生涯学習の推進

#### 1. 生涯学習の推進【教育振興課】

##### ●これまでの取り組み

高齢者を対象に行う「いしずえ大学」は「若く老いよう」を合言葉に、学習・クラブ活動・文化スポーツ生活等について学び正しい心と健やかな体をつくり、豊かな生活を築くことを目的とし、月2回、生涯学習の場として、社会の変化や高齢者のニーズを踏まえた学習・活動を実施しています。また、学習計画に基づき、高齢者をはじめ市民が主体的に学習活動やサークル活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行えるよう多様な学習機会を提供しています。さらに、福祉施設の慰問など、ボランティア活動も実施しています。令和4年度には、開校50周年を迎えました。学生は減少傾向にありますが、毎年新入生を迎えている状況です。

また、高齢者の活動を支援するため、老人クラブ連合会、単位老人クラブ等に対し、社会教育施設の利用料免除を行っています。

##### ●事業内容

現在の事業成果を生かし、第10次社会教育中期計画（令和6年～令和10年度）を基に、「いしずえ大学」の実施や社会教育施設の利用等、高齢者が生きがいや役割、楽しみを持って充実した生活を過ごせるような社会教育活動を継続します。

### ② 就労・ボランティア活動等の支援

#### 1. 高齢者事業団の活動の支援【保健福祉課】

##### ●これまでの取り組み

高齢者事業団では、高齢者の生きがいと健康を守るため、高齢者の働く場の維持とともに、高齢者事業団への活動支援を行うことで、高齢者が地域の一員として活躍できる環境や活動を通じた生きがいくくりや健康増進を図っています。その結果、高齢者の社会参加と生活感の充実が得られ、高齢者の活動範囲の拡大と健康で明るいまちづくりに一定の効果がみられています。

しかし、高齢者事業団の会員は減少傾向で、新規の会員登録が少なく、会員の高齢化も進んでいるため、他地域の高齢者事業団を視察し検討した結果、新たな事業展開は困難との判断に至りました。

しかし、第8期計画中に実施した会員へのアンケート調査では、会員数が少なくなっても活動は続けたいとの意見が多く寄せられたことから、今後も高齢者事業団の継続に向けた支援を行っていきます。

##### ●事業内容

健康で働く意欲のある高齢者が豊かな経験を生かし、働くことを通じ、生きがいや社会参加ができるよう、高齢者事業団の趣旨や内容等を広く周知するとともに、活動を支援します。

---

## 2. ボランティアセンターの充実強化【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

ボランティアセンターにおいて、個人ボランティアの登録受付、各種研修事業の実施、各種事業におけるボランティアのコーディネートを行っています。社会福祉協議会で実践する在宅福祉サービスにも多くの高齢者の方々が担い手として活躍されています。

ボランティアスクールを開催するとともに、上川管内等で開催される講習会や研修会の案内をし、参加してもらうことで、ボランティア活動に対する意識啓発と資質向上を図っています。

また、これまでのボランティアセンターでの活動を継続するとともに、令和2年度からは町からの委託により「生活支援体制整備事業（おたすけサポーター活動事業）」を実施し、機能の充実強化を図っています。

### ●事業内容

高齢になっても役割や生きがいを持つことはいきいきと過ごすために重要です。介護予防・日常生活支援総合事業の実施や多様なサービスの創設については、元気な高齢者の活躍も含め様々なボランティアの活動が必要不可欠であることから、社会福祉協議会と協議してボランティアセンターの機能の充実強化を図ります。

## ③ 地域住民同士の交流等の促進

---

### 1. 老人クラブの活動支援【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

明るい長寿社会の実現と地域福祉の向上を図るために、高齢者の生きがいや健康づくりを目的とした様々な取り組みを行っている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、運営費交付金による補助を行っています。

#### ●事業内容

高齢者が地域の一員として活躍するとともに、同世代・多世代間での交流が行われる場として、老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくり、健康増進を図ります。また、地域福祉の担い手としての活動について協議します。

## 基本目標 2 地域におけるケア体制の充実

### (1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

#### ① 地域包括支援センター体制の充実

##### 1. 地域包括支援センターの体制整備【保健福祉課】

---

###### ●これまでの取り組み

地域包括ケアを有効に機能させるため、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士を配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、「包括的支援事業」として総合相談支援業務、介護予防支援業務（平成 29 年度から介護予防ケアマネジメントが追加）、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務（連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員支援、地域ケア会議開催等）を実施しています。

また、平成 29 年度から始まった「介護予防・日常生活支援総合事業」他、「認知症総合支援事業」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」等の「地域支援事業」が円滑に開始できるよう、保険者と連携し、様々な準備、関係機関との連携・支援を実施しています。

###### ●事業内容

あらゆる状態の高齢者に対して適切な支援が提供できるよう、引き続き地域における高齢者やその家族への相談・支援及び介護予防ケアマネジメントや権利擁護等の包括的支援事業等の充実を図り、介護保険制度の改正に伴う事業の強化等に対応する体制づくりや、研修・実践を通じた職員の資質向上を図ります。

今後は、地域共生社会の実現に向けて、国で新たに創設された「重層的支援体制整備事業」について、町における実施の方向性を踏まえ実現に努めます。

##### 2. 地域包括支援センターの運営の推進【保健福祉課】

---

###### ●これまでの取り組み

開設時から、介護保険事業運営協議会委員は地域包括支援センター運営協議会の委員を兼務しています。年 1 回～3 回の運営協議会開催時に、地域包括支援センターの活動報告や事業内容の説明を行い、継続的な評価や助言を受けながら、適切な事業運営を行っています。また、指定介護予防支援の委託等について運営協議会の承認を得て業務にあたっています。

###### ●事業内容

地域包括支援センター運営協議会を開催し、事業実施における必要な評価や助言、承認を求めながら、地域包括支援センター事業の実践に努めます。

---

### 3. 訪問等による相談・支援【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

介護予防や在宅介護、施設や住まい、高齢者虐待や権利擁護など高齢者福祉に関する相談を総合的に受け、課題の解決に努めています。地域包括支援センターに寄せられる相談対応件数は、令和2年は2,076件、令和3年は2,620件、令和4年は1,728件で、令和4年度はコロナ禍により訪問相談が減ったことで減少となりましたが、概ね増加傾向となっています。相談方法は多い順から電話、訪問、来所となっています。新規相談は、令和2年度は121件、令和3年度は134件、令和4年度は160件となっています。

#### ●事業内容

高齢者や地域のニーズに応じた相談・支援を行えるよう、高齢者実態調査等による情報収集の他、必要に応じて高齢者宅の訪問等を実施することで、より適切な在宅福祉サービスや介護保険サービスの利用など、きめ細かな対応を適宜行います。

## ② 地域ケア会議の充実

---

### 1. 地域ケア会議の開催【保健福祉課・関係事業所等】

---

#### ●これまでの取り組み

地域ケア会議は、町内の介護・医療関係者を対象に、全体会を年2回、専門部会を年12回程度実施しています。

令和元年度からの生活支援部会及び権利擁護部会については、生活支援体制整備事業要綱の整備を行い、生活支援検討委員会を設置し協議体の設置に向けた協議となることで部会を解散しました。また、権利擁護部会についても、権利擁護センター設置検討委員会が組織化されたことにより、ケア会議での役割を終えたことから解散としています。

現在は、全体部会の他に、個別ケア検討部会、医療・介護連携部会の2部会を設置しており、それぞれの課題に対し会議を行っています。

#### ●事業内容

地域ケア会議において地域の医療・介護等の多職種が協働して、個別ケースや地域の課題を共有します。地域ケア会議に専門部会を設け解決に向けた協議を深めるとともに、代表者部会を設け専門部会で明らかになった課題等を政策につなげます。今後は、必要に応じ新たな部会を設置するなど地域ケア会議の更なる充実を図り、他職種との連携強化に努めます。

##### ○ 地域ケア代表者部会（年2回開催）

関係機関の代表者、専門部会長、地域包括センター職員等による会議

##### ○ 地域ケア専門部会（2つの部会を設置）

個別ケア検討部会（年3回開催）

医療・介護連携部会（月1回開催）

## (2) 地域における支え合い活動等生活支援体制整備の推進

### ① 支え合い活動の推進

---

#### 1. 地域福祉ネットワークの充実【保健福祉課・教育振興課・町民生活課】

---

##### ●これまでの取り組み

民生委員が毎年実施している高齢者実態調査や各種訪問活動を行うことにより、高齢者や支援が必要な世帯の状況を把握し、医療・介護や生活保護につなげる等の連携を図り、必要なサービスに結びついています。また、町内の福祉施設や医療機関と情報を共有し、高齢者等で何らかの支援が必要な方々の支援を図っています。

生活上の困りごと等については、公的制度だけでは対応できない場合もあることから、地域住民が「福祉の担い手」であるという意識を持ち、町内会活動やボランティア活動に参加し、支え合うことができるネットワークの構築が不可欠となっています。そのため、社会福祉協議会の協力のもと、ふれあい昼食会などを開催し、幼児や小学生による活動発表等によるかわりや、中学・高校生については除雪ボランティア体験等を通じて地域の高齢者とのかわりや福祉について学ぶことのできる機会を提供しています。

##### ●事業内容

地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティづくりの創造に向けて、引き続きふれあいサロン事業をはじめとした、総合的な地域福祉の推進体制や地域における福祉ネットワークづくり、身近な福祉体制の充実に努めます。また、学校と連携し、青少年の地域福祉活動や福祉教育に協力することで、将来の地域福祉の担い手を育成します。さらに、地域と行政の連携・協働を図り、高齢者も含め地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

### ② 生活支援体制整備事業による高齢者の見守り・支援施策の推進

---

#### 1. 介護予防事業対象者の把握【保健福祉課】

---

##### ●これまでの取り組み

地域で暮らす虚弱高齢者の情報を集め、対象者に基本チェックリストを実施し、該当者を把握しています（令和2年度は59人、令和3年度は45人、令和4年度は45人）。

##### ●事業内容

高齢者を対象に、民生委員・児童委員による高齢者実態調査を年1回行い、生活や身体状態などの実態把握に努めています。また、老人会等地域団体等との連携により、支援を必要とする人の把握に努めます。

社会福祉協議会による見守り訪問への働きかけを継続します。



---

## 2. 高齢者等見守り・支援体制の強化【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

民生委員による年1回の高齢者実態調査（65歳以上を対象にした悉皆調査）や、地域ふれあいサロン活動等の住民会活動、NPO法人での託老事業、個人的なサロン活動等を通じた地域の高齢者の見守り・支え合いを推進しています。

また、本町は、生協（トドック）、北海道新聞、セブン-イレブン、郵便局とそれぞれ見守り協定を締結し、業務の中で地域の高齢者等の異変について知りえた情報を連絡する体制を整備しています。高齢者単身世帯等で虚弱の状態の方に対して、緊急通報システムを取り付け、24時間の見守り体制を消防・地域包括支援センターで行っています。

平成30年度からは生活支援コーディネーターを配置しており、地域のニーズ調査などを通じて、高齢者単身世帯の方の生活上の困りごとを把握し、協議を深め、地域ぐるみで取り組む支援体制の検討を行っています。

令和2年4月からは生活支援体制整備事業（おたすけサポーター活動事業）を開始しています。

### ●事業内容

生活支援コーディネーターの配置、協議体における協議の開催を継続し、高齢者のニーズや生活上の困りごとの把握に努めるとともに、地域ぐるみで取り組む支援体制を検討します。

また、地域での支え合いを基本としながらも、緊急通報システムによる24時間、365日の見守り体制を図るとともに、超高速情報通信網を活用した新たなシステムについての研究を引き続き行います。

## ③ 在宅福祉サービスの提供

---

### 1. 理容サービス事業【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

移動や長時間の座位保持が困難で、理美容院に行けない要介護3以上及び同程度の障害者等の方を対象に理美容師が居宅に訪問して散髪を行っています。実利用人数、合計利用回数はおおよそ横ばい傾向です。移動や座位保持が困難な方にとっては便利なサービスであり、今後も更なる周知を図るとともに、ニーズに合わせたサービスの提供に努めます。

### ●事業内容

今後も継続するとともに担当の介護支援専門員や地区の民生委員を中心にサービスを周知し、サービスを必要としている対象者の登録の拡大を進めます。

---

## 2. 配食サービス事業【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

単身及び高齢者のみの世帯等で食事の準備が困難な介護認定者、虚弱高齢者、障害者等の方を対象に、栄養に配慮した給食を定期的に居宅まで届け、高齢者等の食生活の自立支援を行っています（月～土 週6回以内 夕食のみ）。

配達をボランティアが担っており、日によって件数、配達時間の変動があります。また、配達ボランティアの担い手も不足しています。緊急連絡先の方が町内にいない場合など、今後の対応について検討していく必要があります。

### ●事業内容

配食サービスの継続した提供のために、配達ボランティアの確保や、利用者のニーズに合わせた容器の変更など、改善を検討します。

---

## 3. 移送サービス事業【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

要介護状態等により普通車両での移動が困難で、要介護2以上及び同程度の障害者等の方を対象に入退院や通院、その他社会活動参加のための外出時等において、特殊車両で移送しています。

在宅介護・医療が進む中、利用者は増加傾向にあり、利用対象者のニーズに合わせた対応に努めています。

### ●事業内容

在宅介護を推進するために有効な支援であることから、移送サービスを必要としている人がサービスに関する情報提供を受けられるように、介護支援専門員、医療機関を中心に情報を周知し、対象となる方の登録を進めるとともに、必要量に応じた人員及び車両の確保に努めます。

---

#### 4. 除雪サービス事業【保健福祉課】

---

●これまでの取り組み

町民税非課税世帯で、近くに近親者のいない虚弱な高齢者の単身世帯、高齢者世帯、障害者等世帯で、除雪が困難な方を対象に、日常生活の維持及び急病等救急時の通路を確保するため、冬期間の除雪を行っています（おおむね 15cm 以上、日常生活に必要とする範囲内）。

平成 29 年度から、除雪実施期間を 1 か月早め、11 月から翌年 3 月まで行うよう変更しました。利用人数は横ばいとなっておりますが、除雪作業を担う高齢者事業団の会員減少等によりニーズに合わせた対応が難しくなっており、担い手確保や新たな取り組み方法について検討が必要です。

●事業内容

今後後期高齢者の増加、高齢者単身世帯の増加により除雪サービス事業のニーズが増えることが予測されるため、生活支援体制整備事業等の活用など、安定的なサービスの提供ができる体制について検討します。

---

#### 5. 緊急通報システム事業【保健福祉課】

---

●これまでの取り組み

単身及び高齢者のみの世帯等で、介護認定者、虚弱高齢者、障害者等の方を対象に緊急時に消防に直接連絡・通報でき、相談などがあった場合は地域包括支援センターに直接連絡できる通報装置を設置しています。

令和 3 年度より要件を緩和し、介護認定者、虚弱高齢者、障害者等に該当しない場合も一定程度の年齢到達において利用できるようにしました。

現在の機器は、光回線では利用できないことや携帯電話の普及で固定電話を解約する世帯が増える中、今後の緊急通報システムの在り方については検討が必要です。

●事業内容

引き続き安全な在宅生活を支えるために、消防と連携し、事業を継続します。また、現在保有している機器の保守が令和 8 年 3 月で終了することから、次期システムの整備についてニーズに対応した機器の選定を検討します。

---

#### 6. 寝たきり者等おむつ購入費助成事業【保健福祉課】

---

●これまでの取り組み

町民税非課税世帯で、常時おむつが必要な高齢者、小学校就学始期以上及び障害者の方を対象に購入費を助成しています（月 5,000 円）。

対象者は横ばいとなっており、令和 3 年度には 16 人、850 千円、令和 4 年度には 16 人、764 千円の利用となっております。

●事業内容

継続して対象者に購入費を助成します。また、介護支援専門員、医療機関を中心に情報を周知し対象となる方の申請を進めます。

---

## 7. 予約型乗合タクシー事業【総務課】

---

### ●これまでの取り組み

平成 26 年度から、土曜日運行や第 1 便の当日予約を可能とし、利便性を図っています。

利用者は増加しており、近年問題になっている高齢者ドライバーによる交通事故の影響により自家用車から公共交通へシフトする高齢者が今後も増えることが予想され、引き続きニーズを把握しながら検討していきます。

### ●事業内容

地域の公共交通として、引き続き事業を展開していきます。また、アンケート調査の結果を参考にしながら、利用者の拡大や適正な料金設定等、住民のニーズにあった様々な移動支援のあり方を検討していきます。

---

## 8. その他の在宅福祉サービス事業についての検討【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

在宅福祉サービスとして虚弱高齢者を対象に配食、移送、理容、除雪サービスを社会福祉協議会に委託し、実施しています。

平成 28 年度からがん患者等医療依存度が高い人の在宅療養を支えるために、介護認定者外の在宅福祉用具一時レンタル費用助成事業を実施しています。

### ●事業内容

在宅にてサービスを必要とする方のニーズを把握し、現状のサービスの見直しを随時行うことで問題の解決を図ります。自助・互助・共助・公助の概念で、生活に必要な支援を誰がどのように実施するのか検討します。

在宅医療がますます進むことから、利便性の高い在宅福祉用具一時レンタル費用助成事業を継続し地域での在宅生活を支えます。

### (3) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱の5つの柱を踏まえた取り組みを推進します。

#### 認知症施策推進大綱の5つの柱

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

#### ① 認知症に対する理解の促進

##### 1. 認知症に関する正しい知識の普及・啓発【保健福祉課】

###### ●これまでの取り組み

平成28年度から社会福祉協議会によって「認知症カフェ」を開催しており、平成29年度から町として事業費の補助を開始しました。事業運営の相談や助言を行い、開催を側面的に支援しています。

###### ●事業内容

認知症への理解を深めるための普及・啓発に努めるとともに、「認知症カフェ」の継続・充実に向けた支援を行います。また、「認知症カフェ」等の機会を活用し、認知症当事者からの本人発信を支援します。

##### 2. 認知症予防学習会の実施【保健福祉課】

###### ●これまでの取り組み

地域包括支援センターでは老人会等での介護予防学習会（認知症予防も含む）を実施しました。また、認知症講演会を開催するなど、住民への普及啓発を行っています。さらに、地域ケア会議認知症部会にて、認知症ケアパスを作成しました。

###### ●事業内容

認知症施策推進大綱に基づき、認知症はあらゆる人にとって身近なものであることを社会全体に周知するため、引き続き認知症に関する学習会や研修会、講演会を開催し、実施回数の拡大と参加者数の増加を図ります。また、認知症対策に関する町の取り組みについて、ホームページや広報を通じて周知します。

---

### 3. 認知症サポーター等の養成【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

認知症サポーター等の養成については、主に要望のあった地域のふれあいサロン等での高齢者に対して開催しています。

キャラバンメイトにより、認知症サポーターの養成を行い、令和4年度は29人のサポーターを養成しました。

#### ●事業内容

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援する「認知症キャラバンサポート・キャラバンメイト」の養成に計画的に取り組めます。

また、認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、地域や職域、学校など幅広い年齢層にアプローチを行います。

今後はさらに、キャラバンメイト及びキャラバンサポーターを活用した事業等の検討を行います。

## ② 認知症の早期発見・早期対応の体制整備

---

### 1. 相談体制の充実【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

認知症に関する相談については、地域包括支援センターが相談に応じています。また、対応困難な事例については、専門医療機関等に対して協力を求めるなど連携を取りながら、対応しています。

認知症地域支援・ケア向上事業実施のため、認知症地域支援推進員に関する研修の受講、打ち合わせ、キャラバンメイトを活用した事業所及び住民会向けの講習を行っています。

#### ●事業内容

認知症キャラバンメイト、サポーターの養成を進め、地域包括支援センター、介護サービス事業所その他、地域全体で認知症の相談ができるよう積極的に人材育成を進めます。

今後も認知症疾患医療センターや専門病院と連携し、医療の早期介入を目指します。

---

## 2. 認知症初期集中支援チームの設置による認知症の早期発見・早期対応【保健福祉課・町立病院】

---

### ●これまでの取り組み

平成 29 年度より認知症初期集中支援チームを設置し、構成員による打ち合わせを行っています。

### ●事業内容

認知症初期集中支援チームを設置することで認知症における初期の困難な課題に対応します。

認知症初期集中支援チーム検討委員会を年 1 回以上開催し、活動状況の報告や活動の方向性などを検討します。また、チームとしての活動について研究し、広域での活動についても検討を行います。

## ③ 認知症の人や家族への支援の充実

---

### 1. 徘徊高齢者等ネットワークの充実【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

平成 23 年度から「徘徊高齢者等検索ネットワーク事業連絡会議」を開催し、所在がわからなくなった高齢者について、警察、消防、介護事業所、地域住民と連携し検索しています。登録者数は令和 3 年度 18 人、令和 4 年度 18 人となっています。また、年 2 回、認知症高齢者検索模擬訓練の実施や、ネットワーク事前登録者の情報交換を行っています。

さらに、GPS 機能を持つ端末の活用を行っています。

#### ●事業内容

行方不明の高齢者に対して速やかに発見できるよう今後も定期的にネットワーク会議を開催するとともに、登録の必要な方・家族への情報提供や手続きを進めていきます。

また、徘徊が発生した際、スムーズな検索ができるよう関係機関との連携を維持します。

---

## 2. 認知症高齢者に対する介護保険サービスの提供【保健福祉課・各事業所】

---

### ●これまでの取り組み

町内では小規模多機能型居宅介護 1 事業所、認知症対応型共同生活介護（以下本項において「グループホーム」という。）（4 ユニット）2 事業所によりサービスを提供していますが、いずれもほぼ満床となっている状況です。

地域密着型サービス事業所の運営推進会議を 2 か月に 1 回開催し、意見交換を行っています。

### ●事業内容

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、その方にあった居宅サービスや地域密着型サービスなどを提供します。地域密着型サービス事業所の運営推進協議会（1 回／2 か月）を充実し、各関係機関や地域住民、利用者家族などと意見交換を活発にします。また、各事業者に働きかけ、安定した質の高いサービスが提供できるよう体制を整備します。

---

### 3. 本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）の整備【保健福祉課】

---

#### ●事業内容

認知症キャラバンメイト連絡会や認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである、チームオレンジの体制整備を推進します。

---

### 4. 通いの場の創設の検討【保健福祉課】

---

#### ●事業内容

一般介護予防事業の推進にあたっては、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要です。高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民運営による通いの場が、生活機能全体の向上や、高齢者の生きがいづくり、充実した生活につながるものと考えられることから、本町においても通いの場の創設を検討します。

---

### 5. 認知症総合支援事業の評価について【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

認知症に対する取り組みについては、第8期計画に掲げた目標を実行し、結果や方向性については地域ケア会議等で課題共有を行いました。

また、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議認知症部会において事業内容の説明や報告を行い、あわせて意見交換を行いました。

#### ●事業内容

年度ごとにPDCAサイクルに基づき、「認知症施策の推進」に記載した各項目の取り組みや成果目標の進捗状況を把握し、目標達成における課題その他新たな課題を明確にして、次年度の目標を決定します。課題、目標、結果（成果）について地域ケア会議に報告し、より良い活動に向けた意見交換を行います。



## (4) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、次のアからクに掲げる在宅医療・介護連携の推進を図ります。

また、研修等を通じて、看取りに関する取り組みや、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点からの取り組みに努めます。

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

### ① 「在宅医療・介護連携事業」の推進

#### 1. 「在宅医療・介護連携事業」の推進【保健福祉課・関係医療機関】

##### ●これまでの取り組み

総合事業、介護保険サービスの利用の際、計画作成担当者又はサービス事業所を通じて、事業実施に必要な診療情報の収集や医療機関との情報交換を実施しています。

地域ケア会議医療介護連携部会において、情報交換を行い、多職種連携を行っています。

平成 28 年度より上富良野町立病院で介護認定者が退院する際に「介護支援連携指導料」を算定し、医療職と在宅サービス事業者間の連携構築となっています。

##### ●事業内容

今後も「在宅医療・介護連携事業」の各項目を着実に実行します。また、看取りに関する取り組みや、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点からの取り組みにおいても関係団体との連携体制の構築が重要であることから、「地域ケア会議」に設ける専門部会を通じ、多職種連携のもと、年度ごとに本町における課題を共有・抽出し進捗状況を把握しながら、より良い連携体制の検討、整備を進めます。

関係市町村の連携については富良野保健所において開催される「多職種合同研修会」を通じ行います。

## (5) 安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進

### ① 安心できる住まいの確保

#### 1. 介護保険施設等の整備【保健福祉課】

##### ●これまでの取り組み

平成30年10月に「グループホームおおぞら」が認知症対応型共同生活介護の指定となり、「グループホームほーぷ」と合わせ4ユニットの設置となりました。

##### ●事業内容

高齢者が安心して地域で住み続けることができるよう、高齢者数や利用状況、医療計画との整合性等を見極めながら介護保険施設等の整備を計画的に進めます。

#### 2. 高齢者の住まいの確保【保健福祉課】

##### ●これまでの取り組み

在宅における高齢者単身世帯が増加する中、虚弱で経済的理由、家族・親族などから在宅生活での援護が得られない高齢者に対し、養護老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）、軽費老人ホームなど、状態や条件に応じた生活の場の紹介を行っています。

町内には、住宅型有料老人ホームが1事業所、軽費老人ホームが1事業所ありますが、いずれもほぼ満床となっています。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では半数以上の方が施設での介護を希望しており、介護を受けたい場所としては「特別養護老人ホーム」が44.0%と最も高く、次いで「介護老人保健施設」が43.0%、「介護医療院」が24.5%、「介護付き有料老人ホーム」が18.1%となっています。町内にはない施設については、町外の該当施設を調査し、対象者のニーズに合った施設を紹介するなどの対応を行っています。

##### ●事業内容

環境上の理由及び経済的理由により、在宅での援護を受けることが困難な高齢者、また、在宅での生活に不安があり、家族等の援助が得られない虚弱高齢者に対し、必要な支援を行います。入所状況を把握するとともに、今ある施設を効率的に活用し、高齢者の住まいのあり方を関係者間で検討します。養護老人ホームのニーズ、対象者の条件等を把握し、必要に応じ適切に利用につなげていきます。

- 養護老人ホームの入所支援
- 軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホームへの入所支援
- 道や関係市町村との情報連携の強化
- 住まいと生活の支援の一体的な実施

	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅型有料老人ホーム 定員総数	21人	21人	21人	21人	21人	21人
軽費老人ホーム 定員総数	30人	30人	30人	30人	30人	30人

---

### 3. 公営住宅関連施策の推進【町民生活課】

---

#### ●これまでの取り組み

令和元年度に策定した上富良野町公営住宅等長寿命化計画（令和2～令和11年度）に基づき改築・改善等を行う中で、建替えに際しては基本設計の段階から高齢者や障害のある人に配慮した住宅となるよう、主寝室からトイレへの動線の確保や主要住戸内通路・玄関戸等を車いす移動に支障ない幅員とするなど、北海道ユニバーサルデザイン整備指針を積極的に取り入れたものとし整備を行いました。

また、改善に関しても下水道未接続住宅の解消工事を行い、将来用途廃止予定の住宅を除く全住宅のトイレの水洗化への改修が完了しました。

本町は、人口減少と高齢化が進み公営住宅等の需要が変化していることから、老朽公営住宅の適切な更新のために、その立地環境も含めて見直しが必要となっています。

#### ●事業内容

上富良野町公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽町営住宅の建替えや既存住宅の改善により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化を推進します。また、耐用年数を向かえた住宅の戸数について、人口及び入居需要に見合った公営住宅の管理戸数としていきます。

## ② 防災・防犯対策の推進

---

### 1. 地域防災力の向上【総務課】

---

#### ●これまでの取り組み

災害時における避難行動や家庭での常時備蓄について、出前講座や様々な研修会・防災訓練及び広報を通して、防災意識の向上を図っています。防災訓練は、十勝岳大正噴火（1926年）融雪型泥流災害による甚大な被害を想定した訓練を実施しています。

また、地域の防災力の向上を目指し、防災活動や物品に係る住民会（自主防災組織）等への補助を行っています。

さらに、防災士連絡協議会発足に向けて、防災士研修などを通して機運を高めています。

#### ●事業内容

住民会、自主防災組織等と連携し、防災知識の普及を目的とした訓練を実施するとともに、要支援者マップの作成など地域で高齢者等を見守る体制づくりを推進します。

地域防災計画の見直しを行うとともに、避難所・避難場所及び福祉避難所についても見直します。また、各地域の防災活動推進のため、引き続き防災活動に係る補助を行います。さらに、防災士のスキルアップのため研修会等を行います。

---

## 2. 避難支援体制整備の促進【総務課】

---

### ●これまでの取り組み

災害時の地域における防災活動として、自主防災組織と連携を取りながら、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行い、その名簿を基に個別支援計画の策定を支援することで、避難支援体制の確立を図りました。また、避難所運営マニュアルを作成し自主防災組織や各住民会へ周知しました。

### ●事業内容

「避難行動要支援者の避難支援プラン」に基づき、自主防災組織と連携を取りながら避難行動要支援者名簿の更新や個別支援計画の策定を支援し、迅速かつ確かな避難支援体制の整備を図ることにより、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、災害時の福祉避難施設の開設についても対応を図ります。

- 個別支援計画を実効性のあるものとし、防災訓練において住民会・自主防災組織と連携した要支援者救助訓練等を実施します。
- 避難所の実態に即した区域割り及び福祉避難所の運用について施設と協議検討を実施します。
- 各避難所等の運営計画を策定します。

---

## 3. 消費者被害の防止と対応の充実【町民生活課】

---

### ●これまでの取り組み

平成18年度より富良野広域による消費生活相談体制（富良野市消費生活センター）を整備しています。消費者からの苦情相談や詐欺等の問題が発生したときに迅速・的確に対応できるよう相談専門員を常駐させ、悪質商法被害者への消費者相談業務を行っています。また、月に1回出張相談を開設することで直接面談による機会を設けています。平成28年には、全国規模での消費者ホットライン「188」が整備されました。さらに、窓口担当者が研修に参加するなど、資質向上に努めています。今後も、相談件数減少に向けて、健全な消費生活を送るための情報提供や出前講座などによる消費者教育を行い、安全・安心な消費生活のために取り組みを行っていく必要があります。

### ●事業内容

振り込め詐欺や悪徳商法など、高齢者を狙った犯罪から高齢者を守るため、警察や富良野沿線で共同設置している消費生活センターと連携し、その対応を図るとともに、出前講座などによる啓発を行い、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

本町の相談者は中高年齢者が多くを占めており、中でも通信販売や電話勧誘による物販の相談が多く、相談内容も多様化、複雑化しており、苦情相談などに迅速・的確に対応できるよう広域での相談専門員を常駐させ、悪質商法被害者への消費者相談業務を今後も継続して行っていきます。

## 基本目標3 介護保険サービスの適正な運営

### (1) 介護サービスの利用支援

#### ① 制度の周知

---

##### 1. 情報提供機能の充実【保健福祉課】

---

###### ●これまでの取り組み

65歳の年齢到達時、要介護認定更新時、保険料通知の際に、パンフレット等を差し入れて、情報提供を行っています。また、制度改正の折には、逐次広報掲載、ホームページの更新を行っています。

地域ケア会議を通じて、関係機関等への情報提供を進めています。

さらに、高齢者実態調査等にてサービスを必要とする高齢者を把握し、電話や訪問を行うことで適切なサービスの提供を行っています。

###### ●事業内容

高齢者及びその家族等が、身近な地域で介護保険制度や地域支援事業等についての情報が得られるように、ホームページや広報、パンフレット等の多様な機会を活用し、町民に周知し情報提供の充実に努めます。

また、自ら情報を入手することが困難な高齢者に対して、関係機関等と協力しながら、情報提供を進めるとともに適切なサービスを提供します。

#### ② 相談・苦情への対応

---

##### 1. 相談窓口の充実と連携強化【保健福祉課】

---

###### ●これまでの取り組み

介護支援専門員や民生委員、住民会長等から、高齢者の個別事例に関する相談を地域包括支援センターが一手に受け、必要に応じ、介護保険サービス事業所から情報を得ながら、高齢者に関する相談に適切に対応してきました。

その他サービスの提供や事業所に関すること、介護認定に関すること、その他介護保険制度全般に関する相談を高齢者支援班が、また介護サービス利用者からの相談は各事業所で実施しています。

地域包括支援センターは3職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士）の配置となっています。

###### ●事業内容

町民の多様な保健や福祉・介護等の相談に適切に対応するために、地域包括支援センターを中心機能としながらも社会福祉協議会をはじめとした各介護保険サービス事業所など多様な相談窓口の充実を図り、その連携強化を図ります。高齢者や総合事業対象者、要介護者が増加する中で、個別相談数が増加することが見込まれるため、地域包括支援センターの職員体制を充実・強化するとともに、引き続きサービス提供事業所内での相談機能の充実を図ります。

---

## 2. サービスに関する相談・苦情の対応【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

介護保険サービスの利用に関する相談や苦情、要介護認定申請に関する相談は、保健福祉課（高齢者支援班、地域包括支援センター）で受け付け、介護保険サービスに関することは、介護支援専門員や事業者等へ伝え、適切な対応をしています。

### ●事業内容

被保険者や家族からの要介護認定申請や介護保険サービスの利用に関する相談や苦情について、適切な対応を図ります。

## ③ 介護離職防止に向けた取り組み

---

### 1. 職場環境の改善に関する普及・啓発【保健福祉課】

---

#### ●事業内容

介護離職防止の観点から、労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及・啓発等の取り組みを実施します。

## （2）介護保険制度の適正・円滑な支援、効率的な介護給付の推進

### ① 適切な要介護認定の推進

---

#### 1. 公平・公正で適正な要介護等認定審査【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

富良野地区介護認定審査会を通じて、認定調査員や認定審査会委員に対する研修を行い、公平・公正で適正な要介護等認定を実施します。

#### ●事業内容

介護認定審査会の担当職員が認定調査員の研修に毎年参加し、調査員の育成及び質の確保を行うとともに、各種研修会に参加し、認定調査への理解を深めます。

また、現任の調査員や審査会委員へは、その都度研修会の案内を送付し、研修参加を促します。

4月	認定調査員研修
10月	認定調査員現任研修
11月	審査会委員研修
3月	新任審査会委員研修

## ② 介護サービスの提供

---

### 1. 居宅サービス基盤の充実【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、事業対象者、要支援認定者が利用するための「第 1 号訪問事業」「第 1 号通所事業」「第 1 号生活支援事業」「第 1 号介護予防支援事業」を整備しました。

また、生きがいデイサービス事業へリハビリテーション専門職を派遣し、機能評価及び介護予防プログラム内容の指導等を行いました。

さらに、平成 30 年 4 月の介護保険法改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されたため、円滑な実施に向けた体制の整備を行いました。

#### ●事業内容

要介護者、要支援者等のサービスニーズを把握し、法改正に適宜対応しながら必要なサービスが提供できるよう基盤整備に努めます。介護予防・日常生活支援総合事業を進める事業所に対し作業療法士、理学療法士などによる機能評価を実施し、効果的な介護予防プログラムの実施を進めます。また、居宅介護支援事業所におけるサービスの円滑な実施のために、引き続き体制を整備します。

---

### 2. 居宅サービスの充実【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

平成 27～28 年にかけて「介護予防・日常生活支援総合事業（以下本項において「総合事業」という。）」への移行に向けた協議を地域ケア会議、介護保険事業運営協議会、事業所ごとに行い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の取り扱い他、総合事業について実施の方向性を定めてきました。

#### ●事業内容

高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるように、ニーズに応じた多様なサービスの提供を促進します。サービス事業所と利用状況や提供における課題等継続して情報交換を行います。

また、在宅重視の観点でショートステイ、訪問看護、通所リハビリテーションのニーズが多くなることが予測されることから、サービスの提供体制の確保に向け検討します。

---

### 3. 地域密着型サービスの提供【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型高齢者グループホームともにほぼ満床となっています。平成 30 年度に認知症対応型高齢者グループホーム3ユニット（27 床）が整備され、合計4ユニット（36 床）となりましたがいずれもほぼ満床となっており、今後においても地域密着型サービスの利用が増加すると推測されます。

#### ●事業内容

介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、ニーズに応じた良質な地域密着型サービスの提供を進めるとともに、地域密着型サービスの運営推進会議を2か月に1回開催し、意見交換を行っています。地域包括ケアシステムの理念を実践するような、地域に根付き、地域に信頼される事業所を整備するよう、運営推進会議や実地指導、日頃の活動を通じ指導・助言を実施します。

町民の利用率など利用状況の把握をし、地域でサービスの定着状況を確認していきます。

---

### 4. 地域支援事業の充実【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

平成 29 年度より「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組むためにこれまで実施している地域支援事業を見直し、新たに「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を整備し、事業を開始しました。

また、住民からの相談や様々な情報を基にサービスを必要とする方へ事業の説明を行い、サービス利用への案内を行っています。

#### ●事業内容

住民ニーズの把握、事業の評価を行い、ニーズに沿って介護予防に資する事業を実施します。



1 介護予防・日常生活支援総合事業	①介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス：従来型、緩和型A</li> <li>・通所型サービス：従来型、緩和型A（生きがいデイサービス）</li> <li>・その他の生活支援サービス：お元気かい、いきいき健幸かい</li> <li>・介護予防ケアマネジメント（A、B、C）</li> </ul>
2 包括的支援事業	①介護予防・生活支援サービス事業 地域包括支援センター運営事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業の実施
3 任意事業	①介護予防・生活支援サービス事業 介護給付費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業

介護予防・日常生活支援総合事業における、①介護予防・生活支援サービス事業については、表中の事業の他、緩和型B（住民主体のサービス）など多様なサービスの整備に向け、介護予防を担うリーダーを育成し関係者間の協議を進めます。地域ケア会議等で現状及び課題を共有し町内に必要な社会資源を明らかにします。具体的には住民主体のサービス（緩和型通所型・訪問型サービスB）の整備を想定し、「地域介護予防活動支援事業」で育成した「介護予防リーダー」や社会福祉協議会に登録するボランティアなど高齢者を支える住民主体の活動に意欲や興味を持つ方に対し、介護予防や生活支援に関する町の課題について情報を共有するとともに、具体的な活動についてのイメージ化や活動を実行する上でのサポート体制、活動方法や活動場所等の情報提供などを行います。

②一般介護予防事業については、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業等住民主体で介護予防が実践・継続できるよう、事業を実施します。

### ③ 介護給付適正化の推進（介護給付適正化計画）

#### 1. 介護給付適正化に向けた取り組みの推進【保健福祉課】

##### ●これまでの取り組み

高齢者支援班で、認定調査の調査票が提出された後に、その都度点検作業を行っています。

縦覧点検は、国保連の研修会で、点検の視点について研修を受けていますが、自前での点検には至っていません。

介護給付費通知は、介護システムを活用して通知書を作成し、受給者へ通知しています。

平成 28 年度からケアプラン点検業務を経験のある事業者へ委託し実施しています。

委託先に所属する複数の経験豊富な介護支援専門員より、個別にケアマネジメントの一連の作業について丁寧に点検を受け助言をもらえることで、点検を受けた介護支援専門員からは視点が広がり参考になったなど、好評を得ており、課題分析やケアプラン作成のスキルアップにつながっています。

##### ●事業内容

介護給付費等に要する費用の適正化、介護保険料の円滑な運営を図るとともに、介護保険事業所において利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるために、介護給付等の適正事業に積極的に取り組みます。年度ごとに実施状況と効果を検証し、常に効果的な内容が実行できるように努めます。

##### ○ 介護認定の適正化

委託事業所に対し、調査員研修等の受講を勧奨し調査の質の確保を行います。認定調査結果の点検を継続して行うとともに、他の保険者との比較分析を行いつつ、要介護認定の平準化を図ります。認定調査を委託する場合には、職員が内容を点検し、必要に応じて指導を行います。定期的に町職員が調査を行い、要介護認定の適正な調査を確保します。

##### ○ ケアプランの点検

北海道社会福祉士会へ委託し、点検を実施するとともに、研修会や講演の開催、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」等の活用を通じて介護支援専門員の資質の向上を図ります。

##### ○ 縦覧点検・医療情報との突合

医療情報との突合による請求実績の確認を行い、介護サービス利用者に介護給付費を通知することにより、不正請求等がないか、利用票や領収書と照らしあわせて確認を促すことで不正の発見や給付の適正化につなげます。

##### ○ 住宅改修等の点検

改修後、成果書類等による点検を行い、適正化に努めています。また、事業所への訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を把握します。

#### ④ ケアマネジメントの適正化支援

---

##### 1. 適正なケアマネジメントの推進【保健福祉課】

---

###### ●これまでの取り組み

平成 28 年度より北海道社会福祉士会にケアプラン点検を委託し、町内居宅 3 事業所の点検を実施しています。点検と合わせて、事業所向けの講演も行っています。

書類の点検と介護支援専門員からの聞き取りを行い、聞き取りの中から、介護支援専門員の「気づき」の促しができたと感じ取れました。

###### ●事業内容

利用者が、介護・福祉サービスを適切に利用するためにケアプランの点検や研修等を通じて介護支援専門員への支援を行い、また、ケアプラン点検を居宅のみならず、施設にも広げ、適正なケアマネジメント業務の推進を図ります。

## ⑤ 地域密着型サービス事業所等の指導・監督

---

### 1. 地域密着型サービス事業所の指導・監督【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

サービス事業者による運営基準違反や介護報酬の不正請求、また、利用者への虐待行為等が疑われる場合、制度に則って、適正な指導・監督を行い、必要に応じて行政処分等を行っています。

実地指導については2年に1回、運営推進会議については2か月に1回行っています。

#### ●事業内容

町が指定する地域密着型サービス事業者に対し定期的な実地指導等の実施及び運営推進会議の出席等を通じて、利用者の立場に立った適切なサービスの提供や事業所運営が行われるように、助言・指導を行います。実地指導及び監査については年度当初に計画する他、必要に応じ随時行います。

---

### 2. 有料老人ホームの指導・監督【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

平成27年度より北海道より権限移譲を受けた住宅型有料老人ホームについても、実地検査の実施及び運営懇談会に出席するなどして、利用者の立場に立った適切なサービスの提供や事業所運営が行われるように、助言・指導を行っています。

サービス事業者による運営基準違反や介護報酬の不正請求、また、利用者への虐待行為等が疑われる場合、制度に則って、適正な指導・監督を行い、必要に応じて行政処分等を行っています。

#### ●事業内容

引き続き入居者が快適で心身ともに充実・安定した生活が営めるよう、指導・監督を徹底し、質の確保を図ります。

### (3) 介護人材の確保と生産性の向上に向けた取り組み強化

#### ① 人材の確保

---

##### 1. 人材確保のための助成事業等【保健福祉課】

---

###### ●これまでの取り組み

本町においても少子高齢化が進み、人口減少が続く予測となっています。また、生産年齢人口が大きく減少する一方で、高齢者人口はそれほど変わらない状況が続き、さらに高齢者人口に占める後期高齢者の割合が高くなる傾向がみられることから、今後もサービス利用者の増加が見込まれます。平成30年度には町内でグループホームが開設されたことや近隣市町村でも計画に沿って施設整備を進めていることから、本町においても人材確保が課題となっています。

平成29年度からは、在校生のキャリアアップ教育・進路実現を目的に上富良野高校にて介護職員初任者研修を実施し、それに伴い町の担当者が上富良野高校の在校生に対し、介護の仕事や高齢者の理解についての講話、町内にある介護職場の説明会を開催しました。

###### ●事業内容

良質な介護サービスの安定供給のため、介護保険事業所が取り組む介護人材確保対策が効果的に実施できるよう、定期的な連絡会議を開催し、人材確保についての状況、取り組みなどの意見交換を行います。事業所の取り組みを支えるため、介護職員研修費助成事業、介護従事者就労支度金貸付事業、介護従事者人材バンク事業、事業所が行う介護教室開催補助等を検討し、実践します。

また、介護支援専門員が一貫した体制で専門性を深めることができるよう、更新研修、専門研修、主任介護支援専門員研修等について、受講者の利便性や負担の軽減にも配慮し、資質向上と人材確保を図ります。

---

##### 2. 人材確保のための有償ボランティア等【保健福祉課】

---

###### ●事業内容

総合事業の担い手を確保するための取り組みの推進方策として有償ボランティアに係る謝金の支出が創設されたことを踏まえて、有償ボランティアの確保のための仕組みを検討します。

また、介護サービスに係る事業所を対象に行ったヒアリングの結果、現在は外国人介護人材に関するニーズはありませんが、今後ニーズが出てきた際は、外国人介護人材の確保・受入れに向けた仕組みを検討していきます。

## ② 介護現場における業務の効率化

---

### 1. 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など【保健福祉課】

---

#### ●事業内容

道や事業者と連携を図りつつ、介護サービスの質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築（介護現場における業務の洗い出し・仕分け、元気高齢者の活躍）とともに、ロボット・センサー・ICTの活用、介護業界のイメージ改善等の促進を図ります。

---

### 2. 介護現場革新の取り組みの周知【保健福祉課】

---

#### ●事業内容

介護業界のイメージ改善等の促進にあたって、児童・生徒に対する認知症サポーター養成講座や施設訪問の実施、介護の魅力について啓発する町民向けパンフレットの配布等を検討します。

---

### 3. 業務効率化に取り組むモデル施設の取り組みの周知【保健福祉課】

---

#### ●事業内容

広報やホームページ等を通じて、道内等でロボット・センサー・ICTの活用や元気高齢者などの活躍促進、介護現場における業務の効率化に取り組んでいるモデル施設の取り組みを紹介します。

---

### 4. 文書負担軽減【保健福祉課】

---

#### ●事業内容

介護現場の業務効率化を支援するため、国や道と連携し、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化やICT等の活用等によるペーパーレス化等を検討していきます。

## (4) 災害や感染症対策に係る体制の整備

### ① 災害に係る体制の整備

---

#### 1. 介護サービス事業者の災害対策の促進【総務課】

---

##### ●これまでの取り組み

地域防災計画を平成 26 年 3 月に改定し、計画に即した防災体制の確立を図ってきました。また、Jアラート及びLアラートによる広域的情報収集・伝達機能訓練を実施しています。さらに、十勝岳噴火融雪型泥流ハザードマップの改定作成・配布などを実施しました。

平成 29 年に水防法等の一部が改正され、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられたことから、介護施設の計画策定にあたり協力・助言を行いました。

令和 4 年に洪水浸水想定区域が拡大されたことにより、令和 5 年に洪水ハザードマップの更新を行います。更新にあたり、火山ハザードマップも含めた防災ブックとして周知を図ります。

介護サービス事業者、住民会（自主防災組織）、各関係機関のそれぞれの特性に応じた災害対策の連携が必要であるため、適時情報の共有化を図る必要があります。

##### ●事業内容

介護サービス事業者の災害時における対応に関するマニュアルの整備など、地域の特性にあった災害対策の促進を働きかけます。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施にあたり協力・助言を行います。さらに、平時及び災害時において保健福祉課との情報共有を図ります。

### ② 感染症に係る体制の整備

---

#### 1. 感染症対策の促進【保健福祉課】

---

##### ●事業内容

医療や福祉、介護関係の事業所等に対し、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、新型インフルエンザ等対策行動計画や各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促していきます。

さらに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、保健所が実施する研修会への参加など、関係機関等との連携・協力を図ります。

## 基本目標4 権利擁護の推進

### (1) 高齢者の人権尊重と虐待の防止

#### ① 虐待の防止と対応

---

#### 1. 高齢者虐待の防止に関する相談・啓発の推進【保健福祉課】

---

##### ●これまでの取り組み

平成24年に「上富良野町高齢者虐待防止事業実施要綱」を制定して以降、住民に対しては、町のホームページやパンフレットなどで普及啓発を継続して行っています。

各関係機関からの相談・通報は24時間体制で受け付け、対応しています。また、地域住民や民生委員等からの相談に対しては、高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応しています。

各関係機関が集まる「徘徊高齢者等検索ネットワーク事業連絡会議」及び「地域ケア会議」等において、高齢者虐待防止の趣旨を説明し、高齢者の虐待に関する啓発を図っています。

##### ●事業内容

地域包括支援センター等により、高齢者虐待や身体拘束の防止に関する相談に応じるとともに、高齢者虐待や身体拘束の防止について、啓発・周知を図ります。

高齢者虐待につながりやすい「不適切なケア」、「擁護者の孤立」、「認知症の方との接し方」等について検討できる研修会や学習会を開催し、高齢者の権利擁護を推進します。

---

#### 2. 高齢者虐待の対応【保健福祉課】

---

##### ●これまでの取り組み

平成24年に上富良野町高齢者虐待防止マニュアルを作成し、平成28年には一部を改正しました。高齢者虐待については、高齢者虐待防止マニュアルに基づき、関係機関との連携によるケース会議を行い、必要なサービスにつなげることで迅速かつ適切な対応に努めています。

通報相談件数は、令和2年度は2件、令和3年度は7件、令和4年度は0件の通報を受理し対応しています。

##### ●事業内容

高齢者の虐待予防をはじめ早期対応、支援などを行う体制として、関係機関との連携によるケース会議を開催し、迅速かつ適切な対応を図ります。



---

### 3. 措置制度の活用【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

高齢者への虐待はいかなる理由があっても認められませんが、家族内で自立した高齢者と同居人同士のケンカやトラブル等の相談が増加しています。経済上の理由や環境上の理由によっては、養護老人ホームへの措置対象者となります。

高齢者虐待の認定はありませんが、親族等による不適切なケアが認められ、特別養護老人ホームへの特例入所（契約）の調整により分離しています。

#### ●事業内容

高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度を活用し、老人ホーム等への入所により虐待者からの分離を図ります。また、高齢者虐待については、高齢者虐待防止マニュアルに基づき、関係機関との連携によるケース会議を行い、必要なサービスへとつなげます。

## （２）権利擁護の推進

### ① 権利擁護に関する取り組みの推進

---

#### 1. 高齢者の権利擁護に関する相談の充実【保健福祉課】

---

#### ●これまでの取り組み

令和2年6月より「上富良野町権利擁護センター」を社会福祉協議会への委託により開設し、成年後見制度等権利擁護に関する相談窓口の設置を行っています。

虐待相談については、地域包括支援センター等において事実確認を行い、緊急宿泊場所の提供や擁護者への相談支援を提供しています。

#### ●事業内容

地域包括支援センター等において、高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、関係機関との連携を図り適切な支援に結びつけます。

---

## 2. 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の周知【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

社会福祉協議会により、日常生活自立支援事業の周知と利用促進を実施し、日常生活の相談、見守り、公共料金の支払い、金銭管理等の支援を提供しています。令和2年は4件、令和3年は4件、令和4年は3件の契約がありました。

また、令和2年6月より上富良野町権利擁護センターを開設し、住民や企業に向けた成年後見制度の周知啓発を行っています。

### ●事業内容

認知症高齢者など判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用における契約行為、日常の金銭管理などを支援するため、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度についての周知を図ります。

---

## 3. 成年後見制度の利用支援事業【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

平成25年に成年後見制度利用支援事業の要項を制定しました。低所得者に対して家庭裁判所への申立一部費用の助成を開始しています。平成29年に同事業の内容を改正し、後見報酬の一部費用の助成を開始しました。

### ●事業内容

制度の利用が必要であるが申立の困難な人や低所得者に対して、申立に係る費用や成年後見人等の費用を助成します。

---

## 4. 上富良野町権利擁護センターの運営【保健福祉課】

---

### ●これまでの取り組み

本町においては、令和7年までに40人程度の被後見人が見込まれ、後見人は親族、専門職、法人、町民等が担うこととなります。こうした状況を踏まえて、本町では社会福祉協議会に権利擁護センターを委託し、令和2年6月1日に「上富良野町権利擁護センター」を開設し、相談や普及啓発活動を行ってきました。

令和5年度中に法人後見を受任できる体制を整備するよう取り進めています。

### ●事業内容

上富良野町権利擁護センターの運営・活用により、高齢者の権利擁護に関する取り組みを促進します。

また、法人後見の受任体制を整備し、後見受任に努めます。

## 第5章 介護保険事業の展開

### 1 第9期計画における推計

#### (1) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数推計にあたっては、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、人口推計を基にしながら要支援・要介護認定者数を推計しました。

後期高齢者の増加に伴い、高齢者人口に占める第1号被保険者の認定者割合が増加すると予測しており、計画期間となる令和6年度から令和8年度の間、557人から571人と14人の増加を見込んでいます。

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあることから、要支援・要介護認定者数は増加し、認定率も徐々に高まると推計されています。

単位:人、%

	第8期実績			第9期計画数値			推計値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総数	527	523	548	557	563	571	582	558
要支援1	44	39	52	54	53	53	54	49
要支援2	48	67	70	76	78	79	78	75
要介護1	156	152	151	151	152	155	160	150
要介護2	92	92	95	92	94	96	94	89
要介護3	64	57	68	65	67	67	68	68
要介護4	65	71	62	70	70	71	76	76
要介護5	58	45	50	49	49	50	52	51
うち第1号被保険者	519	518	543	552	558	566	577	554
要支援1	43	39	52	54	53	53	54	49
要支援2	46	65	69	75	77	78	77	74
要介護1	152	152	149	149	150	153	158	149
要介護2	92	91	95	92	94	96	94	89
要介護3	64	57	68	65	67	67	68	68
要介護4	65	70	61	69	69	70	75	75
要介護5	57	44	49	48	48	49	51	50
第1号被保険者における認定率	15.3%	15.2%	16.0%	16.3%	16.6%	17.0%	17.9%	18.7%

資料:地域包括ケア「見える化」システムによる推計

## (2) 介護保険施設・地域密着型サービスの町内における整備状況について

### ① 介護保険施設

要介護者が入所（入院）して介護サービスを受けることができる介護保険施設として、町内には介護老人福祉施設、介護医療院があります。

本計画期間中に介護医療院が新たに8床増床整備されることから、現状の施設計画を維持していきます。

	令和5年度末	第9期の整備状況		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1施設 定員50人	→		
介護医療院	1施設 定員32人	→		
			1施設 定員40人	1施設 定員40人

### ② 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を続けることができる地域密着型サービスとして、町内には小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護があります。現状の施設を維持していきます。

	令和5年度末	第9期の整備状況		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	1施設 定員25人	→		
認知症対応型共同生活介護	4ユニット 定員36人	→		
				4ユニット 定員36人

上富良野町介護保険被保険者の町内外施設入居状況(令和5年11月実績)

	町内	町外	合計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	46人	10人	56人
介護医療院	24人	3人	27人
小規模多機能型居宅介護	22人	0人	22人
認知症対応型共同生活介護	26人	6人	32人

## 2 介護保険サービス量の見込み

各サービスの提供見込量・保険給付費の算定については、先に推計された要支援・要介護認定者数を基に、これまでのサービス利用実績や将来の利用者数、地域間の移動等を勘案して設定します。

### (1) 在宅介護（予防）サービス量の見込み

#### ① 訪問介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。

なお、生活援助については、ひとり暮らし又は同居家族等が障害や疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費(千円/年)	97,904	95,278	115,824	105,156	105,289	109,494	101,234	92,852
	利用回数(回/年)	3,092.5	3,060.6	3,601.2	3,218.3	3,218.3	3,349.2	3,110.7	2,858.5
	利用人数(人/年)	83	80	79	82	82	84	81	75

#### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅において、専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助が受けられるサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費(千円/年)	581	971	1,089	1,672	1,674	1,674	1,674	1,105
	利用回数(回/年)	4	7	8	11.5	11.5	11.5	11.5	8.0
	利用人数(人/年)	1	2	2	3	3	3	3	2
予防給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用回数(回/年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用人数(人/年)	0	0	0	0	0	0	0	0

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

疾患等を抱えている方が居宅において、主治医の指示のもと看護師等から療養上の世話や医療処置等が受けられるサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	22,647	21,317	16,866	18,050	18,813	18,813	17,209	16,323
	利用回数(回/年)	281.2	272.0	206.6	215.6	223.8	223.8	208.2	197.5
	利用人数(人/年)	37	38	38	41	42	42	39	37
予防 給付	給付費(千円/年)	1,135	1,070	1,870	1,896	1,899	1,899	1,899	1,899
	利用回数(回/年)	22.9	18.6	27.2	27.2	27.2	27.2	27.2	27.2
	利用人数(人/年)	6	5	8	8	8	8	8	8

### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	3,616	3,727	6,079	6,814	6,822	6,822	6,397	5,739
	利用回数(回/年)	111.6	117.0	182.2	196.6	196.6	196.6	186.1	168.8
	利用人数(人/年)	12	15	25	26	26	26	25	23
予防 給付	給付費(千円/年)	1,036	1,217	1,406	1,426	1,643	1,643	1,643	1,428
	利用回数(回/年)	30.8	36.4	42.3	42.3	48.7	48.7	48.7	42.3
	利用人数(人/年)	4	5	6	6	7	7	7	6

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	1,354	1,390	2,282	2,330	2,465	2,527	2,248	2,185
	利用人数(人/年)	11	13	17	17	18	19	17	16
予防 給付	給付費(千円/年)	149	204	223	226	226	226	226	226
	利用人数(人/年)	1	1	1	1	1	1	1	1

⑥ 通所介護

通所介護施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。デイサービスともいいます。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	84,590	71,266	78,727	82,132	83,868	85,193	80,871	76,469
	利用回数(回/年)	908	765	816	834.0	849.3	863.4	827.8	782.0
	利用人数(人/年)	120	111	110	110	112	114	111	105

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けられるサービスです。デイケアともいいます。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	3,077	4,242	6,531	6,624	6,632	6,632	6,632	6,632
	利用回数(回/年)	34.0	50.9	66.6	66.6	66.6	66.6	66.6	66.6
	利用人数(人/年)	6	8	9	9	9	9	9	9
予防 給付	給付費(千円/年)	4,983	4,982	6,206	6,803	6,812	6,812	6,812	6,812
	利用人数(人/年)	12	13	16	17	17	17	17	17

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	14,550	13,652	12,736	13,313	14,171	14,171	12,091	11,410
	利用日数(日/年)	160.9	155.8	135.7	139.5	147.7	147.7	127.5	120.2
	利用人数(人/年)	18	19	18	18	19	19	17	16
予防 給付	給付費(千円/年)	99	63	0	0	0	0	0	0
	利用日数(日/年)	1.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用人数(人/年)	0	0	0	0	0	0	0	0



⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	506	364	0	1,112	1,114	1,114	1,114	1,114
	利用日数(日/年)	3.6	2.6	0.0	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
	利用人数(人/年)	1	0	0	2	2	2	2	2
予防 給付	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用日数(日/年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用人数(人/年)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、介護サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	22,330	18,067	19,846	20,126	20,152	20,152	20,152	20,152
	利用人数(人/年)	11	9	9	9	9	9	9	9
予防 給付	給付費(千円/年)	1,118	1,157	1,203	1,220	1,222	1,222	1,222	1,222
	利用人数(人/年)	1	1	1	1	1	1	1	1

### ⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	13,357	13,784	16,941	18,070	18,369	18,576	17,141	16,244
	利用人数(人/年)	114	110	124	128	130	132	125	118
予防 給付	給付費(千円/年)	1,779	1,787	2,200	2,376	2,435	2,435	2,435	2,317
	利用人数(人/年)	33	33	38	41	42	42	42	40

### ⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具を販売し、その購入費（年間10万円が上限）の一部（利用者負担割合に応じて）を補助するサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	501	726	0	957	957	957	957	957
	利用人数(人/年)	2	2	0	2	2	2	2	2
予防 給付	給付費(千円/年)	361	385	349	349	349	349	349	349
	利用人数(人/年)	1	1	1	1	1	1	1	1

### ⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等を行う際、その費用（20万円が上限）の一部（利用者負担割合に応じて）を補助するサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費(千円/年)	1,235	1,446	0	1,714	1,714	1,714	1,714	1,714
	利用人数(人/年)	2	2	0	2	2	2	2	2
予防給付	給付費(千円/年)	913	1,373	1,098	2,248	2,248	2,248	2,248	2,248
	利用人数(人/年)	2	2	1	2	2	2	2	2

### ⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者等が、要介護者等の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		平成3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費(千円/年)	33,960	32,731	34,520	36,022	36,809	37,517	36,328	34,219
	利用人数(人/年)	196	185	196	200	204	208	203	191
予防給付	給付費(千円/年)	2,695	2,740	3,441	3,775	3,780	3,837	3,837	3,608
	利用人数(人/年)	50	50	61	66	66	67	67	63

## (2) 介護保険施設サービス量の見込み

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設のことです。

対象者は、原則として要介護3以上の方ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1・2の方でも入所することができます。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		平成3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費(千円/年)	191,479	175,760	166,702	178,815	179,041	179,041	190,364	187,121
	利用人数(人/年)	64	60	57	60	60	60	64	63

### ② 介護老人保健施設

医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		平成3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費(千円/年)	69,750	68,008	94,136	95,465	95,586	95,586	102,400	99,264
	利用人数(人/年)	20	19	27	27	27	27	29	28

### ③ 介護医療院

緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		平成3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費(千円/年)	114,078	114,512	109,913	120,469	155,288	155,288	159,373	155,288
	利用人数(人/年)	29	29	26	28	36	36	37	36

### (3) 地域密着型サービス量の見込み

#### ① 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	36,536	48,678	52,684	49,267	51,946	51,946	51,946	49,330
	利用人数(人/年)	19	25	27	25	26	26	26	25
予防 給付	給付費(千円/年)	1,826	2,920	6,143	6,229	6,237	7,392	6,237	6,237
	利用人数(人/年)	3	3	7	7	7	8	7	7

#### ② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境のもとで入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	119,316	126,536	111,923	120,909	121,062	121,062	121,062	114,784
	利用人数(人/年)	42	44	39	41	41	41	41	39
予防 給付	給付費(千円/年)	1,647	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数(人/年)	1	0	0	0	0	0	0	0

#### ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる施設サービスです。

入所定員が29名以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。

項目／年度		第8期実績			第9期見込量			推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円/年)	3,326	3,280	3,312	3,358	3,363	3,363	3,363	3,363
	利用人数(人/年)	1	1	1	1	1	1	1	1

#### (4) サービス別給付費(一覧)量の見込み

##### ① 介護給付費(見込額)

単位：千円

サービス種類	第9期見込額			中長期	
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
居宅サービス					
訪問介護	105,156	105,289	109,494	101,234	92,852
訪問入浴介護	1,672	1,674	1,674	1,674	1,105
訪問看護	18,050	18,813	18,813	17,209	16,323
訪問リハビリテーション	6,814	6,822	6,822	6,397	5,739
居宅療養管理指導	2,330	2,465	2,527	2,248	2,185
通所介護	82,132	83,868	85,193	80,871	76,469
通所リハビリテーション	6,624	6,632	6,632	6,632	6,632
短期入所生活介護	13,313	14,171	14,171	12,091	11,410
短期入所療養介護(老健)	1,112	1,114	1,114	1,114	1,114
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	18,070	18,369	18,576	17,141	16,244
特定福祉用具購入費	957	957	957	957	957
住宅改修費	1,714	1,714	1,714	1,714	1,714
特定施設入居者生活介護	20,126	20,152	20,152	20,152	20,152
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	504	505	505	505	505
小規模多機能型居宅介護	49,267	51,946	51,946	51,946	49,330
認知症対応型共同生活介護	120,909	121,062	121,062	121,062	114,784
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,358	3,363	3,363	3,363	3,363
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0

サービス種類	第9期見込額			中長期	
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	178,815	179,041	179,041	190,364	187,121
介護老人保健施設	95,465	95,586	95,586	102,400	99,264
介護医療院	120,469	155,288	155,288	159,373	155,288
居宅介護支援	36,022	36,809	37,517	36,328	34,219
介護サービス総給付費	882,879	925,640	932,147	934,775	896,770

## ② 予防給付費（見込額）

単位：千円

サービス種類	第8期見込額			推計	
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,896	1,899	1,899	1,899	1,899
介護予防訪問リハビリテーション	1,426	1,643	1,643	1,643	1,428
介護予防居宅療養管理指導	226	226	226	226	226
介護予防通所リハビリテーション	6,803	6,812	6,812	6,812	6,812
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,376	2,435	2,435	2,435	2,317
特定介護予防福祉用具購入費	349	349	349	349	349
介護予防住宅改修	2,248	2,248	2,248	2,248	2,248
介護予防特定施設入居者生活介護	1,220	1,222	1,222	1,222	1,222
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,229	6,237	7,392	6,237	6,237
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	3,775	3,780	3,837	3,837	3,608
介護予防サービス総給付費	26,548	26,851	28,063	26,908	26,346

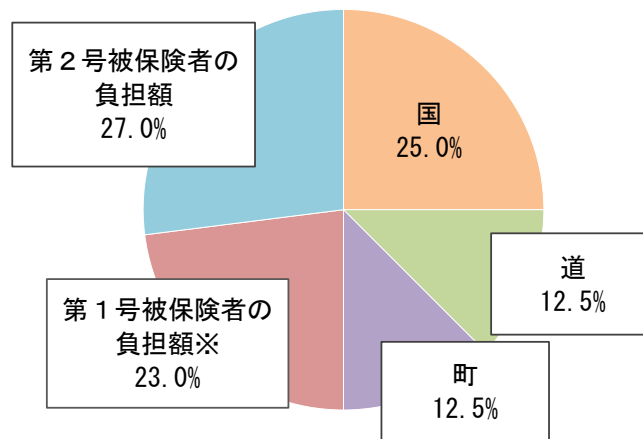
### 3 介護保険料の算出

#### (1) 保険給付費の負担割合

介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、残り50%を被保険者の保険料とすることと定められています。

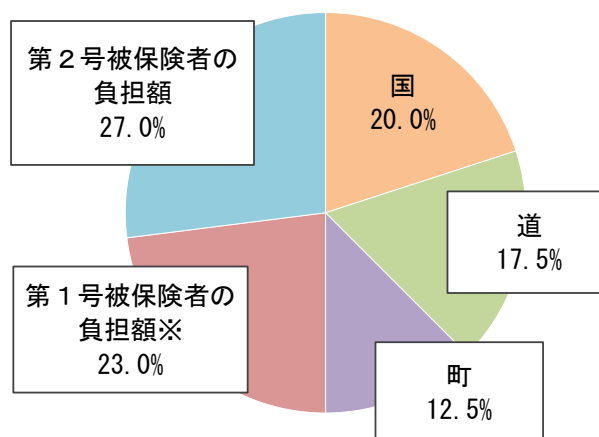
また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第9期の第1号被保険者負担割合は23%、第2号被保険者負担割合は27%となっています。

保険給付費の負担割合(施設等給付費を除く)



※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

保険給付費の負担割合(施設等給付費)



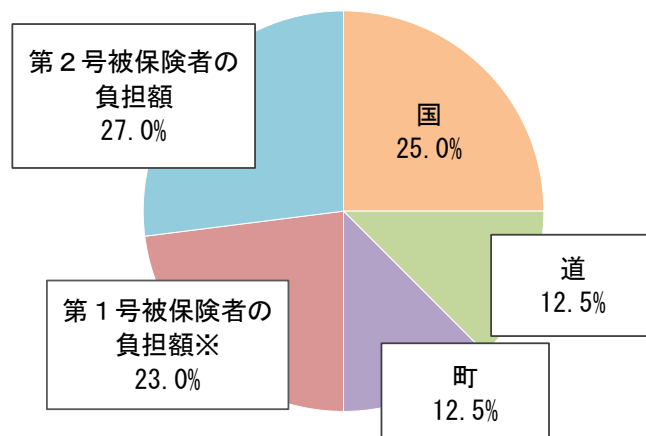
※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。



## (2) 地域支援事業費の負担割合

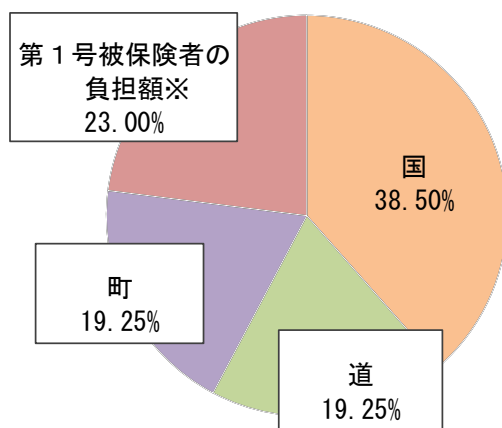
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の負担割合



※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

地域支援事業(包括的支援事業、任意事業)の負担割合



※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

### (3) 保険給付費等の見込額

#### ① 標準給付見込額（介護（予防）給付費）

単位:千円

サービス種類	第9期見込額			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1 総給付費(介護給付+予防給付)	909,427	952,491	960,210	2,822,128
2 その他給付費	64,137	64,965	65,870	194,972
特定入所者介護サービス費等給付額	36,274	36,711	37,232	110,217
高額介護サービス費等給付額	24,558	24,858	25,211	74,627
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,639	2,712	2,737	8,088
算定対象審査支払手数料	666	684	690	2,040
標準給付費(1+2)	973,564	1,017,456	1,026,080	3,017,100

※特定入所者介護サービス費等給付額と高額介護サービス費等給付額は、財政影響額調整後の見込額です。

#### ② 地域支援事業費見込額

単位:千円

サービス種類	第9期見込額			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	36,642	36,642	36,642	109,926
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	26,605	26,605	26,605	79,815
包括的支援事業(社会保障充実分)	11,587	11,587	11,587	34,761
合計	74,834	74,834	74,834	224,502

#### (4) 基準額に対する介護保険料の段階設定等

本計画期間内における介護保険料の段階設定は、国の示す標準段階に準じて、13段階とし、各段階を次のとおり設定します。

介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料

単位:円

所得段階	対象者	負担割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の方、又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285 (軽減前0.455)	1,533	18,400
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越え120万円以下の方	0.485 (軽減前0.685)	2,616	31,400
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.685 (軽減前0.69)	3,691	44,300
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	4,858	58,300
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越える方	1.0	5,400	64,800
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	6,475	77,700
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	7,016	84,200
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,100	97,200
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	9,175	110,100
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	10,258	123,100
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	11,333	136,000
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	12,416	149,000
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	12,958	155,500

※年額保険料は、基準額に各所得段階の負担割合を乗じています。(100円未満切り捨て)

※月額保険料は、年額保険料÷12か月(1円未満切り捨て)

## (5) 所得段階別被保険者数(第1号被保険者)

第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、次のとおり推計されています。

所得段階別被保険者数(第1号被保険者)

単位:人

	第9期見込量			合計	割合
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
第1段階被保険者数	639	633	628	1,900	18.9%
第2段階被保険者数	410	407	405	1,222	12.1%
第3段階被保険者数	267	266	264	797	7.9%
第4段階被保険者数	354	352	350	1,056	10.5%
第5段階被保険者数	451	448	446	1,345	13.4%
第6段階被保険者数	519	516	513	1,548	15.4%
第7段階被保険者数	473	470	468	1,411	14.0%
第8段階被保険者数	150	149	148	447	4.4%
第9段階被保険者数	49	49	49	147	1.5%
第10段階被保険者数	23	23	23	69	0.7%
第11段階被保険者数	12	12	12	36	0.4%
第12段階被保険者数	9	9	9	27	0.3%
第13段階被保険者数	22	22	22	66	0.7%
合計	3,378	3,356	3,337	10,071	100.0%
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	3,214	3,195	3,178	9,586	

※所得段階別加入割合補正後被保険者数

…第1号被保険者総数の見込数を、基準額を納める第1号被保険者数に換算した数

※人数と割合は、端数処理の関係で完全には一致しません。

※住所地特例者・適用除外施設入所者等の人数により、第1号被保険者数と前出町内高齢者人口数は一致しません。

※各段階割合については、令和2～5年度の所得段階割合平均からの推計です。

## (6) 介護保険料基準額(月額)の算定方法

介護保険料基準額(月額)の算定方法は、次のとおりです。

標準給付費見込額	3,017,100 千円	
地域支援事業費見込額	224,502 千円	
合 計	3,241,602 千円	
第1号被保険者負担率	23%	
調整交付金影響額 (全国平均で交付率が5%となるよう所得構成や後期高齢者割合により 国が交付割合を決定します)	△104,337 千円	
基金取崩額	20,000 千円	
保険料収納必要額	621,232 千円	
予定保険料収納率	99.6%	
第1号被保険者数 (所得段階により異なる負担率に応じた相当人数です。)	9,586 人	
介護保険料基準額(年額)(端数調整あり) (所得区分第5段階(課税世帯(本人非課税)で収入等が80万円を超える方)に適用)	64,800	
介護保険料(月額)	5,400 円	
	8期からの増加率	4.3%

【参考】介護保険料基準月額額の推移(上段は保険料:下段は増加率)

	第1期 H12 ~14	第2期 H15 ~17	第3期 H18 ~20	第4期 H21 ~23	第5期 H24 ~26	第6期 H27 ~29	第7期 H30 ~R2	第8期 R3 ~5
	3,000 円	3,000 円	3,500 円	3,600 円	3,950 円	4,500 円	4,900 円	5,200 円
増加率 (%)	-	0	16.7	2.9	9.7	13.9	8.9	6.1

## **(7) 低所得者の支援策**

### **① 保険料率の段階区分**

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、13段階に設定しています。

### **② 介護保険料の減免**

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

### **③ 介護保険負担限度額の認定**

町民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1から第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

### **④ 高額介護（予防）サービス費の支給**

自己負担が、一定の上限額を超えたときは、超えた分を高額サービス費として支給されます。また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

### **⑤ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給**

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えたときは、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

### **⑥ 社会福祉法人等による利用者負担軽減**

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、町がその費用の一部を公費で補う制度です。

## 第6章 計画推進のために

### 1 計画の進行管理

上富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、その進捗状況を常に管理し、精査することが重要であり、その結果を3年後に予定される事業量見込み、保険料の見直しに反映し、より質の高い健全な事業の実施を目指しています。特に高齢者の自立支援・重度化防止の取り組みを推進するため、PDCAサイクルを活用して計画の実践、分析、評価を行い必要に応じ計画を見直します。

このため、福祉関係者、保健医療関係者、被保険者代表などにより構成される「上富良野町介護保険事業運営協議会」において、次の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

また、介護保険法で規定されている、地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービスの運営に関する委員会の設置についても「上富良野町介護保険事業運営協議会」が担うこととし、事業を推進していきます。

- (1) 介護保険事業運営に関すること。
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める地域密着型サービスに関すること。
- (4) その他、協議会の目的達成のため、必要と認められる事項。

その他相談窓口の充実により、サービス利用者からの要望・新たな利用意向・改善点などについても町の施策に反映していくこととします。

### 2 庁舎内における連携体制の強化

本計画の推進にあたっては、計画を主管する保健福祉課高齢者支援班だけでなく、庁内の関係課が連携し、施策・事業を展開していく必要があります。

そのためにも、地域福祉をはじめ健康づくり、生涯学習・スポーツ、住宅政策、都市計画、防災、労働、企画・総務、交通などの関係課間の連携強化を進め、情報共有や施策・事業の調整を行います。

### 3 関係機関・団体や民間事業者との連携

本計画は、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で高齢者を支援できる体制づくりを進める計画となります。

そのためにも、町はもとより、社会福祉協議会をはじめ、関係団体・機関や民間事業者などの高齢者を支援する各主体の役割分担を明確にしつつ、各主体間の連携強化を進めます。

## 1 策定経過

年月日	実施内容
令和5年5月30日	第1回第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会(介護保険事業運営協議会・地域包括支援センター運営協議会)
令和5年6月12日 ～令和5年6月25日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
令和5年6月1日 ～令和5年7月31日	在宅介護実態調査の実施
令和5年8月31日	第2回第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会(介護保険事業運営協議会・地域包括支援センター運営協議会)
令和5年11月6日	第3回第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会(介護保険事業運営協議会・地域包括支援センター運営協議会)
令和5年11月21日	認知症施策推進アンケート調査の実施
令和5年12月25日 ～令和6年1月24日	パブリックコメント
令和6年2月13日	第4回第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会(介護保険事業運営協議会・地域包括支援センター運営協議会)
令和6年3月22日	第5回第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会(介護保険事業運営協議会・地域包括支援センター運営協議会)



## 2 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

(任期:令和3年4月1日~令和6年3月31日)

	氏名	備考
1号 福祉関係	萩原 裕子	民生児童委員協議会(高齢者部会長) ※令和4年12月1日~
	山谷 律子	上富良野町社会福祉協議会 ※令和3年6月24日~
	檜野 真由美	介護福祉施設事業所 (北の峯ハイツ介護課長)
	谷口 靖	ハイムいしずえ施設長
2号 保健医療関係	大村 和恵	上富良野訪問看護ステーション所長
	大場 富蔵	医療・福祉施設従事経験者 (介護認定審査会委員)
3号 被保険者代表	羽賀 美代子	被保険者 (ふまねっとクラブ会長)
	奥田 哲也	被保険者 ※令和4年4月1日~
4号 公募委員	岡和田 美恵子	公募委員
	角波 光一	公募委員

(順不同・敬称略)

上富良野町  
第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：上富良野町

編集：上富良野町 保健福祉課

住所：〒071-0561

北海道空知郡上富良野町大町 2 丁目 8 番 4 号

保健福祉総合センター かみん

T E L:0167-45-6987